

LIBRA

2024年 6 月号

〈特集〉

弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉 直近の事例をもとに—困った時には相談を

〈インタビュー〉

第38回 東弁人権賞受賞 一般社団法人 Spring

〈新連載〉

今こそ変えるぞ！再審法



東京弁護士会

Mir Arab Madrasasi (神学校)



Mir Arab Madrasasi (ウズベキスタン・ブハラ) は、16世紀に建設されたイスラム教の大学であり、宗教が禁じられたソビエト連邦時代にも開校を認められていた数少ない大学の一つです。シルクロードの拠点として繁栄した砂漠の中で、その存在感は圧倒的でした。

会員 古橋 夏樹 (71期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年6月号

特集

02 弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉 直近の事例をもとに——困った時には相談を

総論：あなたは一人ではない～弁護士会への相談を

Part 1：最近の懲戒事例と注意すべきポイント

Part 2：業際問題

Part 3：この1年の東弁市民窓口から見える問題点

Part 4：この2年の東弁非弁提携弁護士対策本部から見える問題点
(国際ロマンス詐欺その他)

Part 5：もしも業務妨害に遭ったら

柴垣明彦

石本哲敏

鍛冶良明

市川 尚

村林俊行

石川直紀

インタビュー

20 第38回 東京弁護士会人権賞 受賞 一般社団法人Spring

新連載

27 今こそ変えるぞ！再審法

第1回 シンポジウム「えん罪被害と再審法改正を考える」報告 古本晴英

連載等

24 常議員会報告（2024年度 第1回）

26 東京弁護士会市民会議

第56回 ダイバーシティへの取り組みについて

～障害のある人、外国人、LGBTQ+の権利を中心に～

28 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

東京地方裁判所委員会報告

「裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～」 奥 国 範

29 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第25回 戦時下の弁護士会（会員・財政・会館） 山崎 健

30 パブリック事務所の実践

第3回 困難な課題を抱えた判断能力不十分な人々への法人後見による支援
—後見支所の実践 岡垣 豊

33 役立つ！会務活動

vol.17 不法行為の理解を深める 宮城海斗

34 わたしの修習時代

社会に巣立つ準備期間として 53期 平野 賢

35 75期リレーエッセイ

バトンをつなぎたい！ 石北靖洋

36 お薦めの一冊

『ある閉ざされた雪の山荘で』 大瀧佳孝

37 コーヒーブレイク

2年間限定で弁護士しています！ 成田昌平

38 会長声明

43 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉

直近の事例をもとに——困った時には相談を

LIBRAは2021年3月号で、幅広い若手会員をターゲットに、特集「弁護士業務の落とし穴」をお届けしました。弁護士を取り巻く環境が大きく変化するなか、具体例を豊富に挙げて弁護士倫理上の問題及び対処の仕方を紹介し、非常に有益な特集となりました。

前回の特集から3年が経過し、新たに直近の事例をもとに、第2弾をお届けします。インターネット等における不適切表現、国際ロマンス詐欺案件など、弁護士倫理をめぐる問題は範囲が広がり、また、複雑化する様相を呈しています。ストレスも増すなか、いかに落とし穴にはまらず職務をまっとうできるか。今般、弁護士倫理問題に精通する当会の会員の方々に、最新の情報及び指針を執筆いただきました。会員の皆様への一助となることを願っています。

LIBRA編集会議 坂 仁根、佐藤 顕子

CONTENTS

総論：あなたは一人ではない～弁護士会への相談を	2頁
Part 1：最近の懲戒事例と注意すべきポイント	4頁
Part 2：業際問題	9頁
Part 3：この1年の東弁市民窓口から見える問題点	12頁
Part 4：この2年の東弁非弁提携弁護士対策本部から見える問題点（国際ロマンス詐欺その他）	15頁
Part 5：もしも業務妨害に遭ったら	17頁

※なお、本文中、意見にわたる部分については、各委員会の公式見解を述べるものではなく、筆者らの個人の見解です。

総論

あなたは一人ではない～弁護士会への相談を

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 柴垣 明彦（44期）



1 あなたは一人ではない

(1) 弁護士は孤独である。複数の弁護士で事件を受任していたとしても、最終判断は自ら行うことが求められる。また、相手方との対応もあるが、依頼者との対応も弁護士の仕事の大きな部分である。我々は心理カウンセラーではないが、依頼者との会話においてその悩みや怒りを受け止めていかなければならない。

精神的なストレスを常に受けながら、業務を行っている。最近では、職場環境などの問題、ハラスメント問題などで悩んでいる会員も一定数存在している。

(2) 弁護士は皆それぞれストレスの解消方法を見つけ、日々を過ごしている。しかしながら、どうしても苦しいときはある。解決策が見つからないときもある。ハラスメント系の悩みはそもそも抱え込むべきではない。そのときどうするか。

(3) 人に話を聞いてもらうことである。まずは、話を聞いてもらうこと。これで心は大分軽くなる。自分の頭も整理することができる。いったん落ち着くことは非常に大事である。

(4) では、話す相手はどこにいるのか。事務所の同僚、同期や同じロースクールの仲間も相手になりうる。また、弁護士会での委員会つながりやさらには会派によるつながりも想定できる。誰でなければならないということはないので、常日頃から人とのつながりを意識しておくことが、セーフティーネットになりうる。

(5) しかしながら、現在の弁護士会の状況をみると、半数以上の会員は会派に入っておらず、委員会活動にすべての会員が参加しているわけでももちろんない。そのような人はどうするのか。最後の出番が弁護士会である。

弁護士会には、様々な相談窓口があり、相談を拒むことはない。9200名以上の会員がいる当会においても、会員を決して一人にしないという覚悟で対応することが望まれる。

2 弁護士業務のむづかしさ

弁護士として業務を遂行する際には、様々な面に気を使う必要がある。一つは、法律面である。常に最新の情報を得て、法改正はもちろん裁判例もきちんとフォローしておくことは、必須である。

ただ、これだけで弁護士業務がスムーズにいくわけではない。我々には、依頼者及びその関係者と相手方という法律専門家でない人たちとのかかわりがある。このかかわりのところをいかにスムーズにするのが、弁護士として業務を遂行する上ではかなり重要な位置をしめる。相手方との関係については、代理人が選任されればその比重はかなり下がる。

他方、依頼者及びその関係者とは、事件終了までその関係が続くことから、最重要なポイントであることは皆さん異論はないと思う。そして、この依頼者及び関係者との間の関係性構築は、弁護士それぞれであり、これだという正解はない。弁護士の人柄や経験などを踏まえたやり方を模索していくしかない。ただ、それ

でもこれはやらないほうが良いのではないかということはあると思う。

このあたりは、まさに人に聞いてみるということでしょうか、経験値を増やすことはできないところである。

3 様々なつまずきの種

今回の特集では、まず、弁護士業務遂行上注意すべき点、すなわち弁護士倫理の観点から、不適切表現の問題と処理遅滞・虚偽報告・音信不通等を理由とする懲戒事例の紹介、そして近時の問題として第三者委員会などに関与した弁護士がその後企業などの代理人に就任することの問題点について、説明がある。

次に、業実問題の観点で気を付けてもらいたい点の論稿である。弁護士は、法律事務については独占規定があるためいわばオールマイティーであるが、それゆえに他士業者や無権限者の行為についてその限界をきちんと理解し、社会の法律生活を安定させる責任もあることは心にとめてほしい。

3つ目のテーマは、市民窓口寄せられる苦情から見てくるつまずきの種である。市民窓口には年間2000件以上の苦情が寄せられており、そこに不祥事の芽が隠れていること、それを未然にきちんと対応することでつまずきを回避し、大きな不祥事を起こさない道につながるということを共通認識としたい。

そして、4つ目が非弁提携弁護士の問題である。弁護士が非弁業者と提携してはいけないということは、当たり前のことだ。それでも、この問題がなくならないのは、一部の確信犯は別として、知らぬ間に非弁業者に絡め取られてしまう弁護士が後を絶たないということである。非弁業者から見れば、弁護士は使い捨てできる道具に過ぎない。弁護士の利用価値がなくなった（例えば懲戒処分を受けて業務停止となった）と思えば、その貝殻を捨て新しい寄生先を見つけるだけである。だからこそ、非弁業者の刑事告発が大切ではあるが、まずは弁護士が自ら巻き込まれないようにしなければならない。

5つ目に、業務妨害を受けたときの対応である。業務妨害の態様は様々であるが、近年はSNSなどを利用し

た誹謗中傷も目立つようである。ここも適切に対応しないと、弁護士としての心が折れて業務遂行に悪影響をおよぼすことがある。一人で抱え込むことをせず、是非とも弁護士業務妨害対策特別委員会へ相談をしてほしい。

4 様々な相談先の確保

冒頭に述べたように、弁護士は悩みを抱えることが不可避な職業である。そして、それを一人で抱え込む

ことは適切なことではない。弁護士も相談したい時があって当然である。そのことは決して隠す必要のないことなので、遠慮なく相談するべきである。相談先はどこでもよいが、最後の砦として弁護士会として話を聞く体制は整えているつもりであり、それでも相談先がわからなければ、役員室に電話で相談していただくことでもよい。副会長も忙しいことは間違いないが、会員からの真摯な相談についてはまず話を聞いてもらえるはずであり、適切な窓口につないでくれるはずである*1。

Part 1

最近の懲戒事例と注意すべきポイント

弁護士倫理特別委員会 副委員長 石本 哲敏 (42期)



1 はじめに

2022年1月から2024年3月までの日弁連の懲戒処分公告を見ると、不適切な表現を理由とするものと、処理遅滞・虚偽報告・音信不通等を理由とするものの件数が多く、目立っていた。また、企業等の委員会等を担当した弁護士がその後企業等の代理人に就任したことを理由とする懲戒処分が注目されている。

これらの問題は、議論が現在進行中であったり、判断が分かれるものも多いが、現時点で考えられることをまとめてみた。参考にいただければ幸いである。

2 企業等の委員会や内部通報窓口を担当した後の企業等の代理人への就任

最近、企業等（企業や大学、病院等の法人組織）において、不祥事（法令違反や社会的非難を招くような不正・不適切な行為）が発生した場合に、企業等

が弁護士等の外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼することが増えている。そして、企業等の委員会に活動に関与した弁護士が、当該事案に関し、企業等の代理人に就任したことに係る懲戒処分とそれが取り消された裁決の公告があり、注目されている。

このようなケースにおける依頼者は、委員会も訴訟代理等も企業等となるから、弁護士に、弁護士職務基本規程（以下「規程」という）27条、28条（利益相反）違反はない。しかし、信義誠実や名誉信用に関する同5条、6条の問題が残っている点には注意を払わなければならない。

以下、委員会のタイプごとに検討する。

(1) 第三者委員会

ア 企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会*2。

* 1：東京弁護士会会員サポート窓口 03-3581-3332（業務課）

* 2：日弁連『「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の策定にあたって』

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf

イ 第三者委員会は、依頼の形式にかかわらず、企業等から独立した立場で、企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行うこと*3が期待されている。

ウ 調査対象者は、第三者委員会を構成する弁護士の独立性・中立性・公正さを信頼して、その質問に素直に回答するのが通常である。にもかかわらず、同じ弁護士が、立場を一変させて、調査対象者と敵対する企業等の代理人として活動することは、調査対象者の、弁護士の職務の公正に対する信頼を損ねるものとして、規程5条、6条違反に該当する場合が多いと考えられる。代理人への就任は、避けるべきであろう。

(2) 内部調査委員会、内部通報窓口(ハラスメント相談窓口)

ア 企業等が、弁護士に対し内部調査への参加を依頼することによって、調査の精度や信憑性を高めようとする*4委員会。日弁連のガイドラインはなく、様々な態様がある。

イ 大学の顧問弁護士が、大学の設置したハラスメント防止委員会の事実調査や法的分析等のサポート業務を行った後に、その調査結果等に関し調査申出をした学生が大学に対して民事調停を申し立てた際に同大学の代理人となった事案で、単位会は、当該弁護士に規程5条、6条違反であるとして、戒告の懲戒処分をした。

ウ これに対し、日弁連懲戒委員会は、単位会の懲戒処分を取り消し、おおむね以下のような理由により懲戒しない旨裁決した。

(ア) このような問題を考えるに当たっては、各事案に応じて、委員会等が設置された目的や態様の考慮のみならず、さらに当該弁護士の委員会等における立場、申立てをした者及び申し立てられた相手方に対する説明内容、その後に代理した事件の性質や審理の状況、その事件における当該弁護士の活動内容等、それぞれの案件に現れた

諸般の事情を総合的に勘案、考慮して判断をする必要がある。

(イ) 本件ハラスメント防止委員会が、大学から独立性を確保した利害関係のない立場にあると外部に表明されている等の事情は認められない。弁護士は、ハラスメント防止委員会を構成する委員ではなく、単にその窓口となって事実調査及び法的判断を補助する者であった。弁護士は、調査申出人に対し、大学の立場から調査を行う者であると説明している。弁護士は、調停事件の代理人となったが、具体的な主張をしないまま第一回期日で不調となり、その後の訴訟においては大学の訴訟代理人に就任せず、他の弁護士が訴訟代理人になった。以上の諸事情からは、規程5条または6条に違反するとまでは言えない。

エ 日弁連懲戒委員会の裁決は、内部調査委員会等が、その委員の独立・中立・公平を外部に表明しておらず、かつ、調査対象者に対して企業等の立場から調査する旨明示している場合であっても、直ちに懲戒しないとの立場をとっていない。今後、さらに議論が深まると思われるが、現時点において、内部調査委員会に関する職務を担当した後に企業等の代理人に就任することには、相当の懲戒リスクがあることを覚悟しておくべきであろう。

3 不適切表現

インターネットの普及による意見表明の機会拡大ともなっており、不用意な発信による他人に対する名誉毀損やプライバシー侵害、業務上の不適切表現による懲戒処分も多い。

これらは、単位会と日弁連（さらには、綱紀委員会と綱紀審査会と懲戒委員会）の判断が分かれることも多く、きわめて微妙な問題を含んでいる。どの段階であれ、一度でも懲戒処分を受けてしまえば、それが公表されるため、後に処分が取り消されたとしても、失われた信用を完全に回復することは難しい。会員と

* 3：日弁連「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」第1部基本原則の第2第三者委員会の独立性、中立性

* 4：日弁連「『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』の策定にあたって」

しては、限界事例を研究してギリギリの表現をするのではなく、品位のある表現を心掛けるのが得策であると考えられる。

以下、表現の態様ごとに問題点を検討する。

(1) インターネットへの投稿

ア 事務所のウェブサイト、ブログ、X (旧ツイッター)、YouTube、その他のSNSへの投稿は、原則として不特定多数人への表現となるため、他人の名誉やプライバシーを侵害した場合はその影響が極めて大きい。その上、訴訟活動等弁護士の業務上必要なものとは言えないため違法性阻却がなされない。

イ ①真実性及び真実相当性が認められないのに他人の犯罪事実を摘示したり、②家事事件の審判書の一部の画像と、その抗告審決定書の一部の画像をそれぞれ投稿し両者を合わせると関係する個人を特定できる状態にしたり、といった行為が非行とされた。

ウ ツイッターに、「金払わん奴は死ね!」、「弁護士費用を踏み倒す奴は死ね!」、「弁護士に金払わなくて平気な奴は人殺しと同じだよ」、「金払わない依頼者に殺された弁護士は数知れず。」などと投稿した事案について

① 単位会は、これらの投稿が特定人に向けられたものかどうかは明らかではないが、その可能性があると見て、戒告の懲戒処分をした。

② 日弁連懲戒委員会は、本件ツイートは具体的な名指しはしていない、本件ツイートの内容は、弁護士の報酬を踏み倒す依頼者は許されないという趣旨であってその意見自体は妥当である、「死ね」は、「死ね」を茶化した俗語として認識されており、「殺された」は、被害を受けるという意味に過ぎない、などとして、懲戒処分を取り消し、懲戒しない裁決をした。もっとも、この裁決には、原弁護士会の判断は相当であるとの少数意見があった。

③ なお、この裁決も、「死ね」等は、軽薄で下品な表現であるとしており、このような表現が解禁されたとみることはできない。

エ グループラインや弁護士会のメーリングリストと

いった、特定多数人に向けた投稿についても、弁護士が自力救済を容認するような不適切な表現や、綱紀委員会の議決書の投稿などが非行とされた。こちらも注意されたい。

(2) 第三者への通知

ア 交渉を有利に進めようと、相手方の勤務先、融資先、所属団体等の関係先（第三者）に通知することは、プライバシー侵害や名誉毀損になることが多いので、慎重な対応が必要である。

イ ①相手方の対応を変更させるため、相手方が会員である法人に紛争の内容を通知して対応を変更すべきであると忠告する文書を送る、②相手方の取引金融機関に対し、相手方の代表者の前科情報を通知したことが非行とされた。

ウ 弁護士会照会を利用した相手方のプライバシー侵害も要注意。不貞行為に基づく損害賠償請求の被告の住所を同人の勤務先に弁護士会照会するにあたり、被告の不貞行為を断定するなどの記載を「照会を求める事由」として記載し、照会手続を介して自らの主張を被告の勤務先に知らせたことが非行とされた。

エ 第三者に対し、義務のないことをさせようとする場合も要注意。相手方の取引先金融機関に対し、相手方との取引内容の開示などを求め、回答しない場合は金融庁への連絡をほのめかす文書を送付したことが非行とされた。

(3) 相手方への通知

ア 依頼者の利益を追求するあまり、相手方に対する通知に、差別的表現や侮辱的表現、人格攻撃などを記載したり、犯罪に該当するなどの決めつけや不適切な請求・警告などの威圧的表現を記載したりして、弁護士業務の相当性を逸脱する行為による懲戒事案が目立っている。発送する前に、立ち止まっていたきたい。

イ ①法的根拠に欠ける不当な目的であることが明らかな依頼を受け、事実調査を怠って、多額の損害賠償請求と訴訟提起の予告を記載した内容証明郵

便を送付したことを、規程5条（信義誠実）、31条（不当な事件の受任の禁止）、37条2項（事実調査）違反とした事案、②相手方の不貞行為を疑わせる事実につき必要かつ可能な調査をすることなく慰謝料3000万円を請求する通知を発送したことを規程37条1項2項（法令及び事実調査）違反とした事案がある。「やり過ぎ」「書き過ぎ」である。

ウ ①相手方に、「まだ不貞関係を続けますと、この事実を地元の民生委員や人権委員、自治会長らにも相談して、貴殿らを取り締まることになります」と記載した文書を送付したこと、②相手方会社の代表者に、同人の本籍地を公開する旨のショートメールを送ったことがいずれも非行とされた事案がある。いずれも威圧的表現であり、弁護士業務の相当性を逸脱している。

エ 準強制わいせつ事件の被害者代理人弁護士に対し、当該被害者が性風俗嬢でないことを認識しながら、ことさらに被害者を性風俗嬢と断定し、性風俗嬢が任意に有償で客の性的行為を受け入れた場合と同視し、また、あえて性風俗の実情及びその料金相場等を記載したファックスを送付したことを、規程6条（名誉と信用）違反とした事案がある。

オ 相手方が個人のブログに、弁護士の顧問先の商品・サービスを利用したがその効用を実感できなかった旨の記事を投稿したのに対し、通知書を3通送付し、1通目で当該投稿を刑法上の犯罪に該当すると断定して刑事罰を列举し、2通目で刑事告訴を準備中で所轄署担当課に被害相談しているとし、3通目で刑事告訴やアフィリエイトサイトへの通報等採り得る手段をすべて取る旨を宣言した事案について

- ① 単位会は、懲戒しない旨の決定をした。
- ② 日弁連懲戒委員会は、法的知識に精通しているとはいえない一般の市民との紛争であることに照らせば、各通知書の表現及びこれらの送付に係る当該弁護士の一連の交渉態度は、殊更に相手方を威圧し困惑させるものというほかに、違法とはいえないまでも弁護士法56条1項の「弁護士としての品位を失うべき非行」に該当するとして、戒告の懲戒処分とした。

- ③ 違法とはいえない交渉態度も懲戒処分の対象となり得る、とされたことに注目していただきたい。

(4) 準備書面等裁判所に提出する書面への記載

ア 弁護士の裁判所における活動においては、時として、他人の社会的評価を低下させる表現（名誉毀損）がなされることがある。しかし、それが、争点の判断のために必要であり、表現方法も不当とは認められない場合には、違法性が阻却される。訴訟等の争点判断のための必要性がないか、表現方法が不当である場合は、品位を失うべき非行（弁護士法56条1項）となる。過激な表現をしても、訴訟上有利になるわけではないので、冷静さを失わないことも必要である。

イ 裁判所における以下のような行為が、品位を失うべき非行とされている。

- ① 損害賠償請求訴訟の原告について、氏名や生年月日を偽った旨及び逮捕歴がある旨の記述を準備書面に記載して口頭弁論期日において陳述し、外国人であることを理由とした差別的な記述がある新聞記事を証拠として提出した。
- ② 貸金返還請求訴訟の原告について、訴訟行為との関係性や訴訟追行上の必要性及び主張方法等の相当性の観点から正当な訴訟活動とは認められないにもかかわらず、過去に暴力団の構成員であったことを記載した答弁書及び準備書面を陳述し、証拠説明書を提出した。
- ③ 遺産分割協議無効確認等請求事件における、文書送付嘱託に関する意見書において相手方を犯罪者と断定するような表現をし、準備書面において『『大それた』反社会的・反倫理的な狂乱行動を繰り返している』と記載し、同事件の控訴事件において、「いわば『前科』がある」と相手方が犯罪を行ったと断じていると受け取られても仕方がない記載をした。
- ④ 離婚請求事件の準備書面で、「被告の見識の無さ」、「幼稚な精神構造」等と記載し、殊更に相手方の人格を非難し、精神的に傷つけるような主張をした。

- ⑤ 離婚請求訴訟の準備書面で、相当の根拠なく、訴訟追行上の必要性を超えて、相手方が売春婦クラブ等を体験したことを示唆し、また、その主張について「見え透いた嘘を平然とつけるのか」と記載した。

ウ 事件の相手方代理人弁護士に対する行動にも配慮が必要である。信義に反して他の弁護士の名誉を害する表現は、規程70条（名誉の尊重）に、不当な懲戒請求やそのほめかしは規程71条（他の弁護士に対する不利益行為）に違反する。

エ 遺留分減殺請求訴訟の原告訴訟代理人弁護士について「汚職の打診である」等侮蔑し中傷する記載をし、また、同弁護士に対し懲戒請求を行う旨の記載をした準備書面を送付したことが、規程5条、6条、70条及び71条に違反するとされた。

4 処理遅滞・虚偽報告・音信不通

- (1) 処理遅滞に関する懲戒事例も大変多く、目立っている。
- (2) 弁護士は、依頼者との間で委任契約書を作成して事件を受任し（規程30条）、事件の経過を報告しながら迅速に処理し（規程35条、36条）、処理が終了したらその結果に必要に応じ法的助言を付して説明し（規程44条）、預り金を清算して、訴訟資料の原本等の預り品を遅滞なく返還しなければならない（規程45条）。
- (3) これらは、弁護士にとって、当たり前のことである。しかし、事件過多やメンタル不調に陥って事件処理が回らなくなると、着手遅滞・処理遅滞が発生する。他の弁護士の力を借りて処理を続行する等の対策をすればよいが、それをしない場合は、依頼者や関係者からの問い合わせが殺到する。そして、取り敢えず問い合わせをかわすために虚偽報告をし、それでもごまかし切れなくなると、行方をくらませて音信

不通になる、というパターンに陥る。弁護士は、事件処理で手一杯となっているから、委任状作成を忘れたり、解任された事件について書証の原本を返還しなかったり着手金を清算しなかったりという問題が付随的に起こり、これらも懲戒事由となる。

(4) 慢性的な処理遅滞に陥ると、市民窓口への苦情が寄せられ始め、音信不通になると苦情が殺到する。事件過多は、非弁業者からの有償周旋に基づく場合もあり、その場合は、非弁業者により、事件受任と着手金の受領のみが継続され消費者問題が発生することもあるので、弁護士会としても看過できない。新規受任による消費者被害を防ぐためにも、市民窓口調査チームや非弁提携弁護士対策本部において対象会員の調査を行い、非弁提携によるものが明らかになった場合は、会立件による綱紀委員会への調査命令、場合によっては、その旨の事前公表をすることになる。

- (5) メンタル不調を感じた場合の対策として、日弁連のメンタルヘルスカウンセリング*5や東京都弁護士国民健康保険組合のメンタルヘルス・カウンセリング*6があるので、是非利用していただきたい。
- (6) 非弁業者による弁護士に対するアプローチも巧妙になってきている。初めは、広告業者を装っているが、広告で増えた事件（債務整理や離婚事件が多い）を処理するために、労働者派遣を提案し、それで手狭になった事務所を非弁業者の事務所を転借することによって増床させ、経理も派遣労働者に担当させて事務所の銀行口座が把握されると、弁護士は、業務委託手数料、労働者派遣会社への手数料、転貸賃料等によって経済的に支配される。弁護士は、奴隷のように働かされるか、ただの名義貸しになってしまう。非弁提携に陥ったと感じた場合は、役員室を訪ねていただきたい。非弁提携による懲戒処分はあり得るが、非弁業者からの脱出は独力ではほぼ無理だ

* 5：日弁連メンタルヘルスカウンセリング 0120-556-919

* 6：東京都弁護士国民健康保険組合メンタルヘルス・カウンセリング相談 03-3581-1096

からである。事案によっては、弁護士業務妨害対策特別委員会に支援を依頼して対応する場合もある。

- (7) 処理遅滞による懲戒処分には、「うっかり」や法律知識や経験不足によるとみられるものも散見される。

ア 控訴期間徒過

- ① 委任契約書を作成しないで訴訟事件を受任し、同事件が第一審で敗訴となり、依頼者から控訴を依頼されたのに、控訴期間を1日経過した後に控訴状を提出したため、控訴が却下された事案が、規程30条(委任契約書作成)、35条(事件の処理)違反に該当するとされた。もっとも、依頼者との間で和解が成立し和解金が支払われたことにより、単位会は懲戒しないこととした。
- ② これに対し、日弁連懲戒委員会は、上訴期間徒過は依頼人の裁判を受ける権利を侵害するもので弁護士として重大な業務の懈怠である上に、上訴期間の把握と上訴の手続は弁護士にとって容易に処理できる初歩的な業務であるから、これを懈怠すれば原則として懲戒処分を相当とする非行に当たることは、同種事件の先例に照らしても明らかである、事後に和解が成立し、依頼者も宥恕し懲戒請求の意思を放棄したなどの事由が認められる場合は別だが、依頼者が懲戒処分を求めている、和解金を支払っただけでは非行が治癒され懲戒処

分を要しない程度に至ったと解するのは相当でない、などとして、弁護士を戒告の懲戒処分にした。

イ 説明不足による異議申立期間徒過

婚姻費用分担調停事件において、弁護士は調停に代わる審判書を受領したが、受領後速やかに、依頼者にその内容を報告し、説明、協議を行った上で、異議申立ての意思の有無を確認し、異議申立ての意思があるのであれば、異議申立期限までに、依頼者が異議申立てできるように配慮することが求められていたにもかかわらず、これを怠り、結果として、依頼者が異議申立ての機会を失ったという事案が、規程22条1項(依頼者の意思の尊重)、36条(事件処理の報告及び協議)及び44条(処理結果の説明)に違反するとされた。

ウ 申立の躊躇と虚偽報告

依頼者との打ち合わせにより労働審判申立ての方針を決定しながら、客観的にはその申立てを困難にするような事情がなかったにもかかわらず、方針決定から1年以上申立てをせず、申立てに踏み切れず時間を要している事情について依頼者に十分説明する等しなかったこと、労働審判の申立てをしていなかったにもかかわらず、依頼者に対し、裁判所の期日指定を待っている等、申立て済みであるかのような虚偽のメールを送信したことが、規程5条(信義誠実)、35条(事件の処理)及び36条(事件処理の報告及び協議)に違反するとされた。

Part 2

業際問題

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 鍛冶 良明 (44期)



1 初めに

皆さんも、非弁という言葉はご存じかと思う。弁護士の資格を有する者以外の全ての人を指し、弁護士法72条で法律事務の取扱い等が禁じられている。他方、

業際問題は、司法書士、行政書士、税理士、弁理士、社労士といった、いわゆる士業と弁護士の活動領域の境界線(際)に関わる問題である。これら士業も弁護士資格を有しなければ非弁であることには変わりがないものの、これら士業の関連法規には、各士業が行う

ことができる業務が定められている。そのため、それらの業務の領域を弁護士法72条とのかかわりの中で確定していく作業が必要となってくる。皆さんも、他士業の活動に関して、「これって非弁活動ではないの?」と疑問を持つことがあるかと思うが、そのような場合、我々はどのような態度で臨むべきなのであろうか。

2 業際問題の本質 — 士業間の縄張り争いか

業際問題は、士業間の縄張り争いであるとの見方もある。勿論、そのような側面が全くない訳ではない。しかし、問題の本質は別のところにある。

弁護士法72条の趣旨について、最高裁判所昭和46年7月14日判決は、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑なものとを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」と判示している。業際問題は、市民の利益と法律秩序を守るという視点から考えるべき問題である。

3 弁護士法72条

そこでまず、弁護士法72条について確認しておく。同条は、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止として、次のように定めている。
「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一

般の法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

そのため、業際問題においては、次の二つのことが問題となってくる。

一つは、非弁活動が禁じられるのは、弁護士法72条に定める「法律事件に関する法律事務」に限られることである。法律事件については、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件といった具体例が示されているが、「その他一般の法律事件」とは何かが問題となる。また、法律事務については、鑑定、代理、仲裁若しくは和解といった具体例が示されているが、「その他の法律事務」とは何かが問題となる。業際に関しては一般の非弁に比してこの点が問題とされることが際立って多い。

もう一つは、弁護士法72条ただし書きの規定する、法律の別段の定めで規定された業務の領域の確定の問題である。法律の定めがあれば、理屈の上では法律事件に関する法律事務でも、弁護士資格を有しない者が業として行うことができることになる。しかし、別段の定め業務がどのような内容であるかは、弁護士法72条の趣旨、当該士業の本来業務内容、資格取得体制等によって定まってくる。そのため、別段の定めに関しては、法律事件に関する法律事務の解釈問題とリンクして論じられることが多い。他方、そもそも別段の定めを設けるか否か、その内容を如何に定めるかという立法論の側面もある。

以下、これを前提に、特に業際に関して問題が生じやすい司法書士、行政書士との関係について論ずる。

4 司法書士との業際問題

司法書士法3条は、司法書士が行うことができる業務を掲げているが、その主な内容は、登記又は供託に関する手続について代理すること、裁判所若しくは検察庁に提出する書類を作成すること、司法書士が

扱う事務について相談に応じることである。弁護士と司法書士の業際問題として特に問題となるのは、裁判所に提出する書類の作成とこれに関する法律相談である。

裁判所に提出する書類の作成は、司法書士法がこれを司法書士の業務として認めているのであるから、その範囲内の業務遂行が適法であることは当然である。それでは、司法書士法3条にいう裁判所に提出する書類の作成はどの範囲で認められるのか。裁判所に提出する書類の作成と言っても、体裁を整え「てにをは」を修正するなどのいわゆる代書的な内容から、弁護士による訴状・準備書面の作成と同等の内容まで様々であるが、どこまでが司法書士法で認められた内容であるかが問題となる。

この点について、高松高裁昭和54年6月11日判決は、司法書士が行う裁判所に提出する書類の作成やこれに関する法律相談について、一定の法律判断の存在を認めるものの、その法的判断は、「法律常識的な知識に基づく整序的な事項に限って行われるべき」とし、また、司法書士の業務であるかどうかは、「個別的な書類作成に収束されるものであるか、事件の包括的処理に向けられ事件内容についての鑑定に属する如き法律判断を加え、他人間の法律関係に立ち入るものであるかによって決せられると解すべきである。」とも判示している。

したがって、司法書士が裁判所に提出する書面の作成は、整序的な作業に限られ、他人間の法律関係に立ち入る作業を内容とすることは許されない。書面の作成に関連した相談も、あくまでもそのような書面作成に収束されるものに限られ、それ以外の交渉ごとについては、登記・供託事項を除いて代理人として関与することも相談を受けることもできないことになる。

ただし、認定司法書士の例外があるが、この点は立法論の項で説明する。

5 行政書士との業際問題

行政書士法1条の2及び1条の3は、行政書士が行うことができる業務を掲げており、その主な内容は、

官公署に提出する書類の作成、権利義務に関する書類の作成、事実証明に関する書類の作成、行政書士が作成できる書類作成についての相談であるが、弁護士と行政書士の業際問題として特に問題となるのは、権利義務に関する書類の作成とこれに関して相談に応じることである。そして、行政書士についても司法書士について論じたのと同様、行政書士法にいう権利義務に関する書類の作成はどの範囲で認められるのが問題となる。

この点について、大阪高裁平成26年6月12日判決は、「行政書士法1条の2第1項の『権利義務又は事実証明に関する書類』に該当するか否かは、他の法律との整合性を考慮して判断されるべき事柄であり、抽象的概念としては『権利義務又は事実証明に関する書類』と一応いえるものであっても、その作成が一般の法律事務に当たるものはそもそもこれに含まれないと解するのが相当である。」と判示している。また、法律事務に当たるか否かに関しては、将来法的紛議の発生することがほぼ不可避である状況において、その事情を認識しながら書類を作成することは弁護士法72条により禁止されているとしている。

この裁判例に従えば、行政書士が作成することができる書類は紛争に立ち入る内容であってはならず、書類の作成に関する相談も紛争に立ち入った内容であってはならないといえることができる。

6 立法論

弁護士法72条の禁止は、法律で別段の定めがあればこの限りでないので、領域を拡大しようとする士業は、解釈論の展開のほか、法改正という手法を選択することもある。

その代表的な例が、認定司法書士と特定行政書士の制度の制定である。

認定司法書士制度は、法務大臣の認定を受けた司法書士は、例外的に、紛争の目的の価格が140万円以下の事件に限り、簡易裁判所の訴訟にかかる代理人となることができ、その範囲で法律相談を受け、相手方との間で交渉することもできるとする制度で（司

法書士法3条1項6～8号、2～7項)、2002年の法改正で導入された。

特定行政書士制度は、日本行政書士連合会が実施する研修課程を修了した行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを認める制度で(行政書士法1条の3第1項2号、第2項)、2014年の法改正で導入された。

いずれも、まさに法律事件に関する法律事務を内容とする業務を他士業に認めたものであるが、当然のことながら法の規定する範囲では弁護士法72条の問題は生じない。このような法改正の動きは、各士業によって現在進行形で展開されており、これに対する弁護士会の対応は、当該士業団体との交渉や、法務省やその他他士業の監督官庁との協議、あるいは議員立法である場合は国会議員を通じたロビー活動等に及んでいる。

7 我々にできること

以上に述べた通り、業際問題は市民の利益と法律秩序を守るために、我々弁護士が毅然と対応しなければならない事柄であるが、各士業の領域拡大志向は強い。そのため、当会では、非弁護士取締委員会が業際問題も含めて日夜問題事例に対応している。また、日弁連業際・非弁・非弁提携問題等対策本部では、業際問題の取扱い例が少ない弁護士会のために、「行政書士による弁護士法違反に対する対応について」の依頼文を発信し、対応の呼びかけとこれに対するサポートを行っている。

我々にできる最初の一步は、まず業際問題に関心を持つことである。これに関し、当会非弁護士取締委員会が当会ウェブサイトに掲載した「弁護士だからできること」*7は、事例ごとに弁護士ができること、司法書士・行政書士ができることを分かりやすくまとめているので是非ご参照願いたい。そして、問題事例を発見した際には、毅然とした対応を心がけて頂ければと願う次第である。

Part 3

この1年の東弁市民窓口から見える問題点

市民窓口委員会 2023年度委員長 市川 尚 (48期)



1 市民窓口、市民窓口委員会の運営

当会は、弁護士業務が市民に理解され身近なものになるようにするため、弁護士等及び弁護士会の業務に関する苦情等に対応することを目的として「市民窓口」を設置している(弁護士業務等に関する市民窓口設置規則1条)。市民窓口の業務は、(1)苦情等の聴取及びこれに対する対応、(2)苦情の内容の検討、分析、調査、(3)苦情等の対象となった弁護士会員等

に対する助言等である(同2条)。

そして、この市民窓口の管理運営などを所管する委員会が「市民窓口委員会」である(市民窓口委員会規則1条、2条)。

窓口の苦情受付件数は、2017年2,339件、2018年2,262件、2019年2,162件、2020年2,000件、2021年2,332件、2022年3,001件と年あたり2,000件以上の件数で推移している。

当会の会員数が約9,200人。統計的には、会員4、

*7:「弁護士だからできること～弁護士と司法書士・行政書士との違いを知ろう～」 <https://www.toben.or.jp/service/lawyer-cando.html>

5人に1人は、1年に1回苦情を受けていることになる。あるいは、4、5年に1回くらいは、当会会員は苦情を受けた計算にもなる。1人で年間何回も受けている会員は、ある意味、そのことだけでも襟を正すべきともいえる。

最近の傾向として、申出の内容どおりとすれば深刻な非行が疑われる苦情が3割近く占めるという、遺憾な現状がある。

2 近年窓口が受けることの多い 苦情の類型

(1) 連絡がとれない、事件が放置されている…といった苦情

「弁護士と連絡がとれない」「電話をして事務員に伝言してもまったく折り返しがない」などといった苦情が、市民窓口には常時多数寄せられている。厳密な統計があるわけではないが、全体の苦情の3割近くがこういった内容にかかわっている印象である。

連絡がとれなくなっているため、依頼した事件の進捗についても確認がとれないことから、こういった苦情にあわせて「事件が放置されている」といった苦情も寄せられることが多い。

もちろん、苦情は申出人（市民）の一方的な言い分であり、すべてに信ぴょう性があるとは言えない。しかし、こういった苦情を受け、実際に私たちが対象会員への連絡を試みてもたしかに連絡がとれない、事務所を訪問してみても執務の状況がうかがえない…といったことが多く、苦情もうべなるかなというのが実態である。

首尾よく会から連絡がとれた場合は、当該苦情対象会員を呼び出すなどして執務の状況など事情をうかがうことにしているが、①受任過多に陥り、依頼者への連絡に手が回らなくなった、②依頼者との信頼関係が悪化するなどして、依頼者への連絡が気重くなり、ついつい連絡を後回しにしてしまった、③事件処理が遅滞し、そのことの説明に窮しているうちに依頼者からの電話にも出られなくなってしまった…などといった回答に多く接する。一弁護士として筆者自身、身につまされるというか、胸に手を当てながら話を聴くこと

も多い。

たしかに、会員が心身の健康を損ねているなど、やむを得ない場合もないとはいえない。

しかし、依頼者への報告は事件処理のいろはの「い」と言ってもよく（弁護士職務基本規程36条参照）、その懈怠が懲戒事由に発展する可能性も大であり、現にこういった苦情が契機となり会から綱紀委員会に調査命令が発せられたケース（いわゆる会立件）もある。十分心したい。

いくら多忙な場合でも、あるいは健康を害している場合でも、たとえば、その状況を正直に説明し、今すぐ連絡できなくても「いついつまでには必ず連絡する」などと、電話やメールで伝え、依頼者に理解を求めるくらいは可能なはずである。事件処理が遅滞している場合でも、そのことを依頼者から不安視される前に、処理の予定を説明し、依頼者に自分の事件は放置されていない、と安心してもらう配慮が弁護士には求められる。それはあくまで最低限のつとめといえよう。

依頼者との信頼関係が損なわれた場合でも、むしろそういう場合こそ、依頼者とのコミュニケーションを絶やしてはならない。委任関係の維持が困難な場合は、その解消に向けて誠意をもって協議をするなど、思い切ったかじ取りが必要になることもあろう。

窓口への苦情に接し、あるいは対象会員から事情を聴くたび、自戒とともにそういった所感を抱く。

(2) 弁護士報酬をめぐる苦情

「弁護士から一方的に報酬金の支払いを請求されたがその額に納得できない」「弁護士の仕事ぶりに不満がある。報酬金は支払わなければならないのか」…といった苦情も、相当数に及ぶ。

この点、まず参照されるべきは、もちろん、依頼者との間で取り交わした委任契約書の内容であるが、そもそも委任契約書が作成されていないといった遺憾な例もある。弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない（前記規程30条1項）。委任契約書を作成していないとなれば、弁護士報酬額が相当かどうか以前の問題となり、それだけで懲戒事由ともなり得る。

そういったケースは論外として、市民窓口としては、もちろん事件処理の適否などについて直ちに判断できる立場にないため、苦情申出人には、不満があれば弁護士とよく話し合ってください、それでも解決しない場合には紛議調停という制度もあります…などと回答・案内をするにとどめている。

しかし、上記紛議調停の申立や、場合によっては懲戒申立にまで発展するケースもあり、その場合、弁護士としては、仮に請求が正当なものだったとしても、申立を受けたことそれ自体が業務上の大きな負担となることは間違いない。

委任契約書に依頼者がわかりやすいよう報酬に関する定めを置くことはもちろんであるが、実際に報酬金を請求する際にも、依頼者の理解を得てこれを行うといった配慮は必要と思われる。

なお、報酬金とちがって、着手金に関しては、後記(5)の国際ロマンス詐欺関係で「着手金を返してほしい」といった苦情が目立つほか、その金額の当否などについて苦情が寄せられるケースはほとんどない。

(3) 少額債権の回収を大量受任している会員に対する苦情

通販会社、医療機関、賃貸業者など債権者からおびただしい数の顧客らに対する未収債権の回収を受任し、債権者代理人弁護士として大量の督促通知をすることを主業務としている会員がいる。もちろん、そういった業務もひとつのジャンルとして弁護士の活動領域である。

ただし、そういった会員の中には、事務員に一見威圧的な通知等をさせたり、ときには債務者との交渉それ自体も事務員にさせている会員も散見される。こういった会員に関して「身に覚えのない請求をされた」「すべて事務員が対応し、弁護士に取り次がない」「事務員の態度が横柄」「督促状が脅迫状のよう」などといった苦情が多数寄せられている。

対象会員には、苦情に真摯に耳を傾け、業務改善にこれを生かす姿勢が求められよう。「たくさんやるんだから、たくさん苦情があってもしょうがない」といった開き直りは感心しない。

(4) 認知能力低下や加齢などから健全な法律事務ができなくなった会員に対する苦情

全体に占める苦情の割合としてはそれほど高くないが、認知能力低下などで正常な分別がつかなくなってしまった高齢会員が依頼者に対して十分なサービスができていない状況がうかがえる苦情、あげくは、非弁業者にいいように手玉にとられ、不当な業務の先棒を担がされている状況が見て取れる会員に対する苦情などが、近年目に付くようになった。

中には「この弁護士は認知症ではないのか」といったストレートな苦情が寄せられることもある。

登録を抹消した会員、あるいは前記(1)とも関連するが、音信不通などの場合も含め業務継続がほぼ不可能となっている弁護士の依頼者をどう保護するべきか。市民窓口への苦情は深刻なテーマを投げかけてくる。

(5) 国際ロマンス詐欺関係で依頼者に二次的被害を及ぼしていることが疑われる会員

国際ロマンス詐欺関係については、村林俊行非弁提携弁護士対策本部前本部長代行が別稿で詳細に論じられている。中には、ひとりで毎月数十件の苦情が殺到している会員もあり、市民窓口としても対応に苦慮している。

3 シグナルとしての苦情

市民窓口への苦情は、少なくとも、ひとつひとつが市民から弁護士、弁護士会に発せられたシグナルといえる。大きな問題になる前に、これは…という苦情は適時にすくいあげ、非行の発掘、そしてその拡大の防止につなげていく、要は非行の芽は早くつむ必要がある。

ひとつひとつの苦情を決してゆるがせにしない…ひとりひとりの窓口担当の責任は重大である。

他方、窓口から苦情伝達を受けるなどした会員にあっては、たとえその苦情に不満がある場合であっても、少なくともそれを自身の弁護士業務を省みるひとつのシグナルとして謙虚に受け止めていただければ幸いである。

Part 4

この2年の東弁非弁提携弁護士対策本部から見える問題点 (国際ロマンス詐欺その他)

非弁提携弁護士対策本部 2023年度本部長代行 村林 俊行 (49 期)



特集

弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉直近の事例をもとに——困った時には相談を

1 はじめに

この2年間の当会非弁提携弁護士対策本部（以下「当本部」という）の活動としては、一言で言って後述の国際ロマンス詐欺案件に始まり、国際ロマンス詐欺案件に終わったといってよいほど、国際ロマンス詐欺案件への対応に終始した。以下、当本部の活動内容につき概観し、国際ロマンス詐欺案件の問題点とこれに対する当会の対応を説明し、会員が非弁提携業者に取り込まれないための方策について述べる。

2 当本部の活動内容について

当会には、非弁行為を取り扱う組織が2つあり、非弁行為の取締りは非弁弁護士取締委員会が、非弁提携の取締りは当本部が、それぞれ担当している。当本部の活動は、主に①特定の非弁提携弁護士等に対する措置について会長に提言し、その証拠を収集すること、非弁提携弁護士問題を会員に周知徹底するための広報、研修を行うこと、②弁護士会員の業務広告の調査及び措置の検討等を行うことである（当会非弁提携弁護士対策本部設置要綱参照）。そのため、当本部では、事務局長を中心として①の活動を、広告調査部会長を中心として②の活動を行っている。

3 国際ロマンス詐欺案件について

(1) 国際ロマンス詐欺とは

いわゆる国際ロマンス詐欺とは、外国人を装い、SNSを通じて被害者に接近して一定期間交流し、恋愛感情や親近感を抱かせて金を騙し取ったり、一緒に投資をやろうと誘って金を騙し取ったりする行為を総

称したものをいう。

国際ロマンス詐欺については、近時被害が多発しているだけではなく、被害者が被害回復を請求すべくあたたかも被害回復が容易であるかのような広告を行う弁護士に委任して着し金を支払うも、被害回復は現実には難しく、多くの場合、被害を全く回収できないか、ごく少額の回収にとどまることが多いケースが当会の市民窓口等を通じて申告されており、中には弁護士への着し金支払いにまつわる二次被害の発生が疑われる事態が散見されている。

当会にも市民窓口を通じて、かかる二次被害に関する多数の申告（国際ロマンス詐欺の被害は数千万円といった高額のものも多く、それに応じて着し金も数百万円といった高額のものも珍しくない）が寄せられており、今後も問題が拡大することが懸念されている。当本部では、複数のマスコミからの取材も受けるに至っており、少しずつではあるが世間においてもこういった遺憾な実態が認知されつつある。

(2) 国際ロマンス詐欺案件の問題点

前述の国際ロマンス詐欺に弁護士が関わるケースには、弁護士業務広告上の問題点のほか、非弁提携上の問題点もある。

ア 弁護士業務広告上の問題点

当本部広告調査部会が調査したところによると、国際ロマンス詐欺案件を取り扱うとするウェブ上の弁護士業務広告で当会会員が掲載したものの中に、以下の通り、弁護士法、弁護士職務基本規程（以下「基本規程」という）、または弁護士の業務広告に関する規程（以下「広告規程」という）に違反するおそれのある事例が見つかっている（当本部のブログ＜国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点＞より引用*8）。

* 8：国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点 https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/news/post_7.html

- ① 取扱事例として、架空の解決事例が表示されている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号）
- ② 弁護士が一人しかいないのに、24時間365日相談対応と表示されている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号）
- ③ これから取り扱おうとする案件であるにもかかわらず、「専門分野」、「専門弁護士」、「国際ロマンス詐欺に特化した弁護士」などと表示されている（誤導または誤認のおそれのある広告・広告規程3条2号）
- ④ 現実に十分な回収ができるケースは稀であるにもかかわらず、取扱事例として、「被害金額1300万円で1100万円回収」、「被害金額500万円で400万円回収」、「被害金額300万円全額回収」といった他の詐欺事案で高額回収ができた事例をあたかも国際ロマンス詐欺事案で回収したもののように表示し、その例と同じような結果をもたらすと思わせるような表現をしている（事実に合致していない広告・広告規程3条1号、誤導または誤認のおそれのある広告・広告規程3条2号）
- ⑤ 「LINEで相談」と表示されているにもかかわらず、実際には事務職員がLINEのメッセージを作成しており、弁護士が対応していない（事務職員等の指導監督・基本規程19条、非弁提携・弁護士法27条）
- ⑥ 広告に表示された電話番号に架電すると、「〇〇弁護士相談室です」などと事務職員が応対して相談を受けるが、広告主は、勤務弁護士であるにもかかわらず、登録事務所以外の事務所を賃借して、そこに電話を引き込み、事務職員を常駐させている（複数事務所・弁護士法20条3項、非弁提携・弁護士法27条、事務職員等の指導監督・基本規程19条）

イ 非弁提携上の問題点

当本部広告調査部会がア記載の広告を掲載した当会会員に事情聴取したところ、以下の通り、単に広告の記載内容の是非に関する問題に留まらず、弁護士業務広告を取り扱う広告会社と広告主である弁護士が非弁提携行為を行っていると思われる案件が発覚し、

その中には当会非弁提携行為の防止に関する会規所定の調査に移行し、会立件した案件も複数存在する。

- ① 弁護士に国際ロマンス詐欺およびその被害回復方法に関する知識や経験が乏しく、事務処理の全てもしくは殆どを事務職員に委ね、依頼者が事務職員に弁護士との直接面談を要求しても、面会はおろか電話での会話すら応じようとしない。
- ② 国際ロマンス詐欺の広告を扱う広告会社が、弁護士事務所に事務職員を送り込み、当該事務職員が国際ロマンス詐欺案件の事務処理を全て取り仕切っている。その中には、弁護士が事務職員を直接雇用したり、労働者派遣法に基づく派遣労働者として使用するのではなく、弁護士と広告会社が業務委託契約を締結するだけで、弁護士が事務職員に指揮命令権を行使することが法律上不可能な案件もあった。
- ③ 事務職員が弁護士の指揮命令を受けず、かつ、弁護士に報告することもなく、依頼者との委任契約を弁護士名で締結し、その際、国際ロマンス詐欺で高額な被害に遭った依頼者の案件を優先して受任し、被害回復が困難であることが予想されるにもかかわらず、依頼者に対して高額な着手金を請求して弁護士名義の口座に振り込ませている。
- ④ 広告会社が広告費などの名目で多額の費用を弁護士に請求し、依頼者が弁護士名義の口座に送金した着手金の大部分が、広告会社に流れている（ある事案では広告料が月に7000万円を超えるものもあった）。

(3) 当会の対応

当会には、自治団体として、弁護士の使命である人権擁護と社会正義の実現のため、国際ロマンス詐欺の被害者が二次被害に遭うことのないよう、また、万一にも弁護士がこれに加担することのないよう、迅速・適切に対応することが要請されている。そのため当会は、①事実に合致していない広告や誤導または誤認のおそれのある広告等の広告規程違反等の疑いのある当会会員および非弁業者との非弁提携行為を行っている疑いのある当会会員に対しては調査をし、必要がある場合

には是正措置を行い、懲戒の事由があると思料するときには懲戒の手続等を行っている。また、非行となる対象行為の存在を認めるに足る証拠があり、かつ、非行となる対象行為により当該依頼者に重大な損害を与えていると認められ、懲戒委員会の議決が行われるまでの間に、対象弁護士会員の非行により被害が当該依頼者以外の者に拡大すると予測される場合には、懲戒処分が出る前であっても事案の公表を行っている（懲戒処分の公表等に関する会規。当会ウェブサイトにおける2023年（令和5年）12月25日の事前公表参照）。

それとともに当会は、②一般市民への啓発・注意喚起に努め、かつ、当会会員への指導監督を遂行するために、当会のウェブサイト上の当本部のブログ等を通じて、弁護士による二次被害問題の注意点を掲載しており、今後もさらに有効な広報を行っていく方針である。当本部のブログについては、国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点及び2*8*9をご参照ください。

加えて、③非弁提携業者に対する刑事告発等も積極的に検討することが必要となる。当会が非弁提携行為を行った会員に対して懲戒処分に付したとしても、非弁提携業者としては他の弁護士を取り込んで同様な非弁行為を行えるとするならば根本的な解決とはならない。そのため当本部では、積極的に警視庁の担当課

とも接触し、刑事告発を行う上での問題点等について活発な意見交換を行っている。

4 会員が非弁提携業者に 取り込まれないための方策

弁護士の広告解禁、弁護士増による過当競争等により、収入を確保するために、若手かベテランかを問わず弁護士が暗躍する非弁提携業者からの甘い誘惑に惑わされる機会が増えている。弁護士としては、このような誘惑に屈して懲戒処分を受けることがないようにするためには、まずは当会が義務化している倫理研修を受講することが第一歩となるが、基本規程を熟読し自己研鑽を行うことも必須である。また、非弁提携行為に該当するか否か判断に迷った際には、非弁提携問題に詳しい会員に相談することが肝要であるが、そのような会員を知らない場合には日弁連や当会が用意している会員サポート体制を利用することを検討していただきたい。当会においては、会員サポート窓口があり、若手会員に対しては新進会員活動委員会において若手相談室*10を設置している。非弁提携業者からの業務妨害行為に対しては、当会弁護士業務妨害委員会への相談もできる。一人で悩まないで、これらの機関に相談することが解決のための第一歩となる。

*9：国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点2 https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/news/post_8.html

*10：新進会員活動委員会「若手相談室」03-3581-3332（業務課）

第38回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人 Spring

今回のインタビューでは、第38回東京弁護士会人権賞の受賞者として、一般社団法人 Spring（スプリング）の共同代表である早乙女祥子さんと田所由羽さん、幹事の納田さおりさんからお話をうかがいました。

Spring は、2017 年 6 月に国会で性犯罪に関する改正刑法が可決・成立した際に、被害実態に即したさらなる法改正を実現するため、性暴力被害当事者が立ち上げた団体です。設立以来、Spring は議員や関係省庁へのロビイング、5899 件もの回答を得た性被害の実態調査などを行い、2023 年 6 月の刑法における性犯罪規定見直しの大きな原動力となりました。

これまで零れ落ちていた性犯罪被害者の人権のために活動してきた Spring について、発足のきっかけや活動の内容、運動を成功させた秘訣をお聞きました。

聞き手・構成：坂 仁根



共同代表の早乙女祥子さん

プロフィール◆ 2017 年に一般社団法人として設立された性暴力被害当事者と支援者の団体。発足後まもなく 12 団体（後に 13 団体）からなる「刑法改正市民プロジェクト」を結成。2020 年 3 月には他団体とともに刑法性犯罪規定の改正を求めて 14 万筆以上の署名を法務省に提出し、規定の見直し作業が本格的に開始された。地道なロビー活動により主要政党の理解を獲得し、不同意性交等罪を含む 2023 年の刑法性犯罪規定改正に貢献した。

—— まずは受賞のご感想から。

早乙女： 昨年の暮れ、受賞の一報をいただいたときは、スタッフ一同大変驚いたと同時に、すごい、みんなやっとなと、歓喜で沸きました。今回の刑法改正活動にかかわったすべての人たちが受賞したものだとは私たちは思っているので、大変光栄だし、誇りに思います。また、被害者団体が受賞するのは初めてとうかがいましたので、その点についても非常に社会的インパクトがあることだなと考えています。

—— 基本的な質問ですが、性暴力、性被害というのはどのようなものを言うのでしょうか。

田所： 性暴力、性被害はともに、同意のないすべての性行為のことを指します。通常の暴力や事故や災害による被害との違いは、恥ずかしさや恐怖によって開示がしにくいこと、加害者との関係性ゆえ

に被害を訴えにくいこと、開示しても、なぜ拒否できなかったのかと言われるなどの二次被害を受けるといったことが挙げられます。

—— 「同意」について、性的行為はそれぞれの行為に応じた段階があると思いますが、その段階ごとに同意が必要という理解でよろしいのでしょうか。

田所： そうです。同意は一つ一つの行為ごと取るべきであって、一つある行為に同意したからといって、次の行為にも同意したとは限りません。例えばホテルに行ったからといって、あるいはキスをしたからといって、セックスに同意したわけではないということを、私たちは訴えています。

早乙女： イギリスではティーボットキャンペーンというのが行われています。紅茶を飲みたいときはイエス、飲みたくないときはノー、これも同意です。こんな当たり前のことを、性的同意についても当

てはめようというキャンペーンです。普段やっている当たり前のことが、なぜ性的同意のときには当たり前とされないのか。段階に応じた一つ一つの行為ごとにイエス、ノーの同意を取るべきということです。

——日本において、その当たり前の同意が長く必要とされなかった根本原因は何であったと考えますか。

田所：戦前の家制度の下でできた刑法の規定が、新しい憲法になってからも男性中心に物事が決められる社会として継続して、その影響が戦後も色濃く残っていたのだろうと考えています。

戦前の家制度の下では、夫が妻に性的要求をした場合に妻がノーと表明することは想定されていなくて、他方、妻には厳格な貞操義務が課され、婚姻前はもちろん、婚姻後も夫以外の者からの性被害に遭った場合は家の恥と見なされ、口に出すことも許されない社会でした。さらに過去の性犯罪規定における暴行・脅迫要件では、「些細な暴行・脅迫の前にたやすく屈する貞操の如きは本条によって保護されるに値しない」という解釈までありました。そういった思想が長らく続いていて、同意していないなら強く抵抗するはず、そんな判断がまかり通る社会が続いてしまったと考えています。

諸外国では1980年代以降、女性の権利に関する法制度が整備されていったにもかかわらず、日本では社会運動が停滞して改正の声が大きくなりませんでした。また、男性は強い存在であることが求められ、性被害に遭うということ自体が戦後もずっと認識されていませんでした。そういったことも大きく影響していると思います。

——2017年に、最初から法人というハードな枠組みで活動を開始したのはなぜですか。

早乙女：法人化すると国会議員や関係省庁から信

頼が得られやすいよと、とある国会議員から助言を受けたのが直接的なきっかけです。前身として「性暴力と刑法を考える当事者の会」という任意団体があったのですが、2017年に刑法改正は実現したけれども、まだ実態に即していないので活動を継続しなければいけないという使命感の下、皆さんからもっと信頼を得て活動していくため、法人化しようとなりました。

——スタッフは何人ぐらいですか。

納田：20名弱ぐらいです。少数精鋭です。

早乙女：でも絶賛募集中です。

——スタッフは毎日、どのような活動をされているのですか。

早乙女：私たちのスタッフは全員無償ボランティアです。仕事や家事の合間で活動にコミットして、おのおのの得意分野を生かして活動をしています。2017年に団体設立以降、ロビイングチームは継続的に月2日以上国会に通ったり、いろいろなところに行って自分の体験とエビデンスを伝えています。刑法の問題点を社会に伝えるイベントプロジェクトや広報チーム、被害の実態を調べる調査研究チーム、助成金や寄付を募るファンドレイジングチームなどの基幹チームもあります。それぞれのメンバーがチームを兼任してやっています。

納田：私は2015年、「性暴力と刑法を考える当事者の会」に支援者として加入しました。市民4団体が共同で、性犯罪についての刑法改正を目標とする「ビリーブ・キャンペーン」を行ったのですが、それぞれが役割分担しながらノウハウを蓄積していきました。Springがスタートダッシュをかけることができたのは、そういった前段の運動体のノウハウを持ち寄ったことが大きかったと思います。

——性暴力被害者自らが参加する新組織がなぜ必要だったのでしょうか。

早乙女：端的に言えば、当事者が見えている世界とその他の方々が見えている世界が、往々にして異なるということがあります。性被害はその特殊性ゆえに、実態を理解してもらうことに困難が伴う。被害を受けたことのない人が、被害を受けたときの恐怖とかフリーズとか、その後長く続くトラウマのことなどを理解することはなかなか難しいのではないのでしょうか。また、日本には性について覆い隠す文化があり、被害事実に向き合うことを避ける社会の中で、深刻さを伝える難しさがあると思っています。

例えば私の場合だと、子どもの時に身近な人から性被害に遭い、20代後半でトラウマから来るうつ症状が重くなったときに、社会に助けを求めることはしたんです。けれども20年近く前の被害であることから、もう社会からは何の対応もしてもらえませんでした。調べ尽くして、日本には昔の被害に対する被害者支援制度がないと知ったときに、その絶望感がすごくて、これは国からの二次被害ではないかとまで感じました。なので、性被害なんてないことにされている日本の社会を変えるには、当事者が声を上げる必要があると考えました。

納田：Spring初代表理事の山本潤からは、2017年改正の前の法制審議会で、親子間の恋愛は成り立つんだという議論がまかり通っていて、その衝撃が活動の原動力になったということは聞いています。

早乙女：「訴えないことで被害者の心の平穏を保護する」という発言をされた方もいて、私たち当事者としてはすごく衝撃を受けたんですね。被害の実態を知らない人たちが私たちに関わる法律を決めているというのを知ってしまったときに、これは何とかしなければいけないと動き出したのが「ビリーブ・キャンペーン」の方々です。

—— Spring という名称はどうやって決めたのですか。

早乙女：Spring って片仮名で読むと、「春」と「ばね」という両方の意味があります。性被害を受けた人がフリーズした冬から動き始めて、すべての人の心に春が来るようにとの願いを込めて、七夕の2017年7月7日に法人を設立しました。

—— なぜロビイングを重視されたのでしょうか。

納田：国会議員の方々が性暴力被害の実態を真に理解することなしには、本当に私たちが望む法改正は実現しないと思って、その一念でやってきました。国会議員の方々は正義感のある方も多いので、性暴力被害当事者の血がにじむような訴えが、やっぱり心に刺さったんだと思います。

早乙女：最初は、私たち実は被害当事者なんですよという態度が結構変わって、本当にいるんだみたいな感じでした。それでも対話を重ねていく中でどんどん理解をさせていただいて、本当にこれは変えていかなければいけないねということで法改正につながったと思います。私たちの資源はやっぱり被害経験。大切な資源なので、それをきちんと真っすぐに素直に伝える、ただし感情はぶつけない、というところを私はとても意識しました。論理的にきちんと被害実態、被害の実情を話すことができるということが評価されたのだと思います。

—— 性被害について2020年8月に行われた調査アンケートで、6000件近い回答が来ることは予想されていたか。

納田：調査に参加された方々は実際に性暴力被害に遭われた方々なので、最初は200から300ぐらいしか回答が集まらないのではないかと考えていました。ところが、たった1日で1000件集まりました。これだけ多くの被害者の声が社会の中でなかったものにされてきたことに衝撃を受けました。専門家の方々とともにこのエビデンスをしっかりと

2024年1月15日に弁護士会館で行われた第38回東京弁護士会人権賞の授賞式。左から松田純一会長（当時）、CALL4の谷口太規さんと丸山央里絵さん、Springの早乙女祥子さん。



使っていこう、伝えていこうということを共通認識としてかみしめました。

—— 今回の刑法改正の最大の成果は何でしたか。

納田：それはもう、不同意性交等罪への罪名変更です。去年の2月ぐらいまでは達成不可能ではないかとあきらめつつも、でもそこに近づくために何を目標に設定していくか、というような流れでした。結果として罪名変更されたことにより、同意が性的行為の基本であって、それが損なわれたらこれは性暴力であり性犯罪であるということがはっきりしたのは非常に大きかったと思います。

—— 今後の課題は。

納田：公訴時効に関しては5年延長されましたが、まだ足りません。先ほどのアンケート調査でも、本当に長い方では30年以上被害を開示できないという実態があります。今後の大きな課題です。

早乙女：あともう1点はワンストップ支援センターです。性暴力被害を訴える時にその入り口になるワンストップ支援センターが脆弱だと、本当の意味で被害者を救えません。センターの地域格差の是正と、センターの人的支援や財政基盤の確保とともに、昔の被害に対する中長期支援の構築などが急務かつ重要であると思っています。

—— 弁護士、あるいは弁護士会に望むことはありますか。

田所：法律に携わる方々として、アンケートの実態に表れたように、性被害の申告すら難しい性暴力被害者の実態をしっかりとつかんでいただいたうえで、弁護士活動をしていただけるとありがたいです。理論的にも実証的にもしっかり実態を把握していただいて、被害者の方々が生きやすい社会の実現に向けて一緒に歩みを進めていけたら、と思います。

もう1点ですが、性犯罪加害者を弁護することになる方々もやはりいらっしやと思います。そうした活動も我々としては大切だと思っています。性犯罪を行ったときに収監される、刑罰を受けるというのは当然ですけれども、それから再犯をしないための弁護活動というのが、その加害者の利益のためにも重要だと考えます。加害の背景にある心の問題とか、あるいは再犯をしないためのプログラムなどをしっかり押さえたうえで、再犯しない支援というものをお願いできればと思っています。

早乙女：弁護士会も、被害者支援の弁護士、加害者支援の弁護士双方に対して、性暴力の実態を学ぶ機会をぜひ提供していただきたいですね。

今井	桂子（中央大学理工学部情報工学科教授）
大島	博（東京商工会議所副会頭）
清水	秀行（日本労働組合総連合会事務局長）
高松	和子（関西電力株式会社取締役）
中島	京子（小説家）
山本	一江（消費生活専門相談員）
渡部	尚（東村山市長）
渡辺	勉（朝日新聞社編集担当補佐）

1 概要

2023年度第2回目の市民会議が、2024年2月28日（水）17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され、「ダイバーシティへの取り組みについて～障害のある人、外国人、LGBTQ+の権利を中心に～」というテーマで意見交換を行った。

2 ダイバーシティへの取り組みについて ～障害のある人、外国人、LGBTQ+の権利を中心に～

当会のダイバーシティへの取り組み（高齢者・障害者、外国人、性の平等、男女共同参画の各委員会の活動）及び本年実施された外国人・障害者・LGBTQ+の不動産賃貸現場での問題に関するシンポジウムについて紹介後、委員の方々にご意見を伺った。

(1) 女性弁護士の比率

女性弁護士の比率が東京でも21%前後であることについて、人口の半分近くが女性であることに比べて非常に少ない、考え方を理解できる人に相談に乗ってもらえることは重要であり、同様の視点から外国人や障害者の弁護士も増えると良い、とのご指摘があった。中高生向けに実施した法曹の魅力を伝えるシンポジウムや法教育の紹介がされたが、女性は向いていないといった親の偏見に基づく教育の影響も少なからずあると思うので、保護者への啓発も必要ではないか、とのご意見があった。

(2) 委員の所属団体の取り組み等

大学では、ダイバーシティセンターの3部門の部会が情報を発信していること、男女共同参画学協会連絡会において、5年ごとに女性研究者・教員に大規模アンケートをとり、内閣府に要望書を出す活動をしていること、シンポジウムなどでは、手話通訳やUDトーク、学生ボランティアの力を借りて、情報伝達に努めていることが紹介された。

消費者センターでは、聴覚障害者にはメールや筆記ボード、手話通訳や手話通訳を介するリレーサービスの利用を行っていること、発達障害者の相談研修を定期的に受けていること、16か国語についてタブレット（通訳）を使って言語対応をしていることが紹介された。

労働組合では、組合員の参画率にあわせて40%を女性役員にと考えているが達成は難しく、特にトップが極めて少ないので、そこを変えなければならないとの問題意識が共有された。また、障害者については、4月から雇用率が変わるので意識しており、月によって、外国人、女性等に特化した相談も展開していることが紹介された。

商工会議所では、中小企業の人手不足が深刻なので、働き手の多様化が必要であるが、共に働く人の配慮と理解及び働き方の多様化があわせて必要であること、昨年12月にレポートを公表し、省力化、多様性、育成という3つのチャレンジを掲げて、厚労省等への働きかけも行っていることが紹介された。

(3) 懸念事項、今後の課題等

入管法改正や永住者の在留資格の取消しを容易にする法改定について、外国人の権利を制限する動きが強く感じられてとても怖いといったご意見や、こども基本法の施行でこどもの意見表明権を確保することになっているが、年齢によっては意見聴取とその反映は非常に難しいとのご意見、障害者差別解消法の合理的配慮の「合理的」について、どこまでどう対応すべきなのかが難しいとのご意見もあった。また、マスコミによる報道等に関し、障害者についてのスティグマを軽減どころか強化してしまっている面があったとの発言もなされた。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>

再審法改正実現本部連載

今こそ変えるぞ！ 再審法

第1回 シンポジウム「えん罪被害と再審法改正を考える」報告

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50 期)

2023年10月号では、「今こそ変えよう！再審法」と題し、初めて再審法改正を特集として取り上げた。本号からの連載では再審法改正の実現に向けての動きを紹介する。第1回は3月16日にクレオで開催されたシンポジウムの報告である。

1 えん罪被害者によるリレートーク

足利事件の菅谷利和さんは、最高裁そして再審請求審でも、DNA再鑑定が行われなかった無念さ、絶望感を語った。冷静にご準備いただいた原稿を読み終えた後、改めて心境を尋ねられると、「謝れと言いたい。どうしても許す気になれない」と語気強く述べられたのが印象的だった。

東住吉事件の青木恵子さんは、再審開始決定と刑の執行停止により17年振りに自由の身になるその直前に検察官の抗告によって執行停止が取り消されるとい、信じがたいほど非人道的な体験（さらに3年半拘束期間が延びた）を淡々と冷静に述べられた。想像して追体験することでも辛くなるのに、繰り返し実体験を語る姿に感銘を覚えた。

湖東事件の西山美香さんは、再審公判段階で警察が検察に送致していなかった多数の証拠が開示され無罪に繋がった経験を有する。西山さんは、自分が作成した陳述書を例に、生々しく「絶対あると思っていた。証拠を隠した警察が許せない」と述べられた。

3人の被害者は、このような悲劇は自分たちで終わりにして欲しいと口を揃えた。苛酷な体験を語りながら他者を思い遣る優しさに触れられ少しだけ救われる思いがした。

2 法律家の対談

刑訴法がご専門の成城大学の指宿信教授と元裁判官の村山浩昭会員に登壇いただいた。指宿教授は、再審や誤判については当事者に「寄り添う気持ち」で研究をしてきたと自己紹介された。村山会員は、2014年に袴田事件の再審開始決定を出した静岡地裁



左から、菅谷さん、青木さん、西山さん

の裁判長を務めた方である。

村山会員は、再審は条文が少なく確立した実務慣行もないため、担当裁判官で審理方法すら違いがでること、職権主義だと証拠開示に謙抑的にならざるを得ないだけでなく、裁判官も証拠開示がどれだけ大事であるかを身をもって知っていないと明快に述べられた。

指宿教授は、日本が真似たドイツ法では「遅れた正義は正義ではない」として60年前に検察官抗告が禁止されたこと、イギリス政府が、えん罪被害者救済のために法律で無罪を認める法案を議会に提出したことなどを紹介した上で、再審法改正の政治的な決断が迫られていると指摘した。

3 袴田秀子さんのビデオレター

最後に袴田秀子さんのビデオレターが流された。最近飼い始めた猫を可愛がる袴田巖さんの様子を紹介した上で、「巖だけ助かれば良いとは思っていない。拘束されていた48年が無駄にならないように再審法改正をして欲しい」と力強く述べられた。

袴田さんを紹介したところで、1月に亡くなった弁護士団長の西嶋勝彦先生に触れて終わりたい。冒頭で紹介した2023年10月号の特集では、多数の著名事件について語る西嶋先生のインタビュー記事を温かい笑顔の写真とともに掲載している。また、会員サイトでは、昨年の夏期合研で再審法改正について語る西嶋先生の肉声が拝聴できる*1。必見。

*1：会員サイトTOP＞委員会・法律研究部＞夏期合同研究（会員サイト）＞2023年度夏期合同研究・全体討議

2024(令和6)年2月6日開催 東京地方裁判所委員会報告

「裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～」

東京地方裁判所委員会委員・会員 奥 国範 (54 期)

2024（令和6）年2月6日に第61回東京地方裁判所委員会が「裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～」というテーマにて開催されました。東京地方裁判所からの説明は、向井香津子部総括裁判官と曾根寛裁判員調整官によって行われました。

1 東京地方裁判所からの説明

東京地方裁判所から、裁判員制度の導入趣旨及び制度内容について簡単な説明があり、運用開始から15年を経過してなお改善を重ねていく必要がある旨の認識が示された上で、運用改善のために、2010（平成22）年10月以降、裁判員経験者との意見交換会（以下「意見交換会」といいます）を開催しているとの説明がありました。

意見交換会の開催趣旨は、①経験者の意見等を国民に伝えることで、国民の関心や参加意欲を高め、不安を解消すること、②法曹三者がその場に立ち会って経験者の意見等を今後の運用の参考とすることであり、直近で開催された意見交換会では、主題として「裁判員裁判における審理・評議等の運用改善」を、加えて、副題として「①裁判員裁判に参加しやすくするための工夫」「②裁判員制度の周知方法・広報活動の在り方」について意見を聴取したとのことでした。

そして、今般の委員会では、上記主題について割愛し、上記副題についてのみ取扱う旨の説明がありました（この点、開催前には割愛について説明がなく、市民委員との事前勉強会において審理方法等の改善に関する事項を中心に議論をしていたため、委員会終了後に、弁護士委員から東京地方裁判所に対し、テーマの中で意見交換の対象から除外する予定がある場合には、事前に明確にされたい旨を申入れました）。

意見交換会では、裁判員経験者から「突然裁判所から送付される書類はびっくりする」との声があり、東京地方裁判所としては、個別事件の選任手続の案

内等を特別送達で送付するに先立って候補者名簿に登載された旨の通知を普通郵便で送付していること、WEBサイトに特設ページを開設し、動画や写真を使用して分かりやすく説明しているつもりであることの説明がありましたが、引き続き、課題として取り組むとのことでした。また、審理日程のパターンについて、裁判員経験者の意見を反映した運用を行っていること、候補者にとって裁判員として議論する際のイメージや裁判官の実像について情報が不足していることが分かり、学校や企業への出前講義を充実させたいなどの報告がありました。

2 意見交換

意見交換会で述べられた意見は、基本的に裁判所が集約した形でWEBサイトに掲載されていますが、裁判員経験者の生の声を動画に収録した部分があり、この動画部分については、市民委員から高い評価がなされました。ただ、当該動画についても冒頭の手続説明が堅苦しい旨の指摘がありました。また、市民委員からは、「裁判員制度ナビゲーション」は1ページに情報を詰め込みすぎており、より簡潔な説明を心掛けるべきとの指摘や、現状の裁判員の負担に鑑みると裁判員に参加できる人は恵まれた環境にある人（会社や家族の理解がある人）に偏っているおそれがあり、国民の多様な視点を反映させるという裁判員裁判の趣旨からは誰もが負担なく参加できる制度にしなければならないとの指摘もありました。

今回は、2024（令和6）年6月10日、テーマは「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」（仮題）となります。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第25回 戦時下の弁護士会(会員・財政・会館)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 山崎 健 (47 期)

1 会員数の推移

全国の弁護士の人数は、大正8年は3000名足らずであったものが、昭和6年には6807名となっていた。

当会の会員は、大正5年の段階で1000名超、大正11年には2000名を超すに至ったが、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会の発足等もあり昭和に入り1700～1800名台を推移する。その後、日中戦争の勃発を契機に会員数は激減し、昭和20年当時は1400名前後となっていた。戦争末期ともなると空襲により事務所・住居を失う会員も激増し、弁護士業務どころではなくなっていく。

2 弁護士の経済状況

昭和初期は、経済恐慌による慢性的な不況と会員数の「急増」により、弁護士の経済状況は厳しくなっていた。日本弁護士協会の昭和5年に行った全国調査では、回答者の過半数が「収入が生活費に不足している」とのことであったが、東京だけで見ると、生活費不足者総数の割合は66%に達している。そのためか、当時の新聞には「不正弁護士をさらに大檢舉」なる見出しで、背任、横領等で弁護士が取調べを受けているとの記事も散見される。

3 戦時下の会財政

戦時下になると物価指数の上昇と会員数の「減少」により厳しい会運営を強いられる。昭和11年、従来は自由であった入会も、常議員会の議を経ることと入会金100円を徴収することが決定された（なお、大阪弁護士会の入会金は200円であった）。

さらに、昭和12年に日中戦争が始まると、陸海軍省へ各1000円の献金、応召出征会員の会費免除や慰問寄付金への給付、戦争激化に伴う戦費調達に対する協力等、戦争関連の支出が急増する（昭和17年2月の臨時総会では、大日本弁護士会連合会の名義で、戦争の戦果に感謝の意を表すとして、1人50円、全国の弁護士より30万円を集めて陸海軍に戦闘機を献上

する件を満場一致で可決している）。

そのため、当会の予算編成にも支障を来し、会費も、昭和16年に3円から4円に、昭和18年には6円に、翌19年には8円と増額を余儀なくされた。

4 会館

明治43年に、辰野金吾博士設計の（旧々）会館を持った当会は、会員数の増加に伴い、大正14年に別館を増築した。昭和7年には、別館以外の建物を取り壊し、「近世オランダ式」と評される鉄筋コンクリート造地下1階地上3階の（旧）会館が新築された。



新築した東京弁護士会館
（『東京弁護士会百年史』460頁）

昭和20年3月や5月の大空襲では、一帯が焼夷弾の雨を浴び、隣接の司法省、裁判所、海軍省も全部焼失したにもかかわらず、（旧）会館は戦火を生き抜いた。

ところが、（旧）会館の完成とともに課税問題が生じた。昭和9年に、当会は麹町区役所に「公益に関する職務を遂行する者の設備は本来国において用意されるべきである」として家屋税免除願いを提出し、非課税とされたが、昭和27年になって千代田税務事務所長は固定資産税を賦課すると決定した。当会はこれに対し異議申立てを行い、交渉の結果、地下食堂及び理髪室以外は免除とする旨処分が変更された。

会館敷地については、当初は司法省との間で無償での使用許可を受けていたが、戦後、敷地の管理が最高裁に移ると、賃貸借契約になってしまった。昭和40年代に会館地代無償化の立法運動が展開され、今一步のところまで迫ったが、実現していない。昭和47年、当会は地代問題等に対処すべく「会館敷地に関する法律的考察」を発表している。

第3回 困難な課題を抱えた判断能力不十分な人々への法人後見による支援 — 後見支所の実践

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

岡垣 豊 (56期)

1 多摩パブリック法律事務所 後見支所について

多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブ」という）は、2008年3月の設立以来、多摩地域のリーガルアクセスの改善を活動の柱の一つとし、地域の法的な駆け込み寺として、弁護士をより身近な存在ならしめるべく、市民の困りごと相談支援の第一次的受け皿である多摩地域30市町村の自治体、社会福祉協議会（以下「社協」という）等との連携を深めてきた。これにより、地域の福祉を担う自治体の高齢者・障害者担当部署や、社協等から、高齢者・障害者の法的な権利擁護支援に関する相談が増え、その中には、家族等からの虐待を受けた認知症高齢者や障害者、あるいは継続的、長期的に関わる必要がある比較的若い障害者の支援に関するものなど、判断能力不十分な人々を成年後見制度によって支援していくのが妥当なケースが多く寄せられた。その中でも特に組織的な対応が必要なものについて、2011年から、多摩パブは、法人として成年後見人等（以下、保佐人、補助人を含む）の受任を開始し、その件数は、地域との連携が進むにつれ年々増加し、2017年には137件に達し、受任体制の限界に至ったため、同年から約3年間、受任を制限する事態となり、後見に特化して多数の事件を受任できる体制、これを専門の支所という形で行うことを企図し、2年ほどの準備期間を経て、2022年5月、後見事件に特化した多摩パブ後見支所（以下「後見支所」という）を開設した。後見支所では、後見事務に精通した専従の事務職員を配置し、事務処理の効率化・合理化を徹底しながらも、法的課題のみならず、福祉面でもより充実した後見業務を行うべく、専従の社会福祉士の職員を配置している。執筆時点で、約170件を後見支所で担い、これを弁護士2名、社会福祉士2名、事務職

正職員2名、社会福祉士パート職員1名、非常勤職員1名の体制で行っている。個々の事件については、弁護士、社会福祉士、事務職員各1名の計3名で1チームを編成し、社会福祉士パート職員は、主に、初動（概ね初回報告時まで）対応を行い、非常勤職員は、事務職正職員の補助業務を行って、所員全員で後見業務を行っている。

2 後見支所が扱う後見事件

弁護士は、法的紛争等の法的課題を抱えたケースで成年後見人等に選任されることが多いが、その中には、法的課題のみならず、生活や医療、福祉などの身上面にも深刻な問題があるものなど、個々の弁護士では対応が難しいものがある。このようなケースについて、自治体等の相談機関から専門的な事務体制を敷き、法的、福祉の両面について組織的な対応が可能な後見支所に対して受任要請があり、また、直接、家裁からも、弁護士会が推薦できなかったなど家裁も選任に困惑するようなケースの受任要請があり、その受け皿となることが増える傾向にある（まさに、多摩パブのコンセプトの一つである「法的な駆け込み寺」の具現と思う次第）。

3 後見支所における事件処理の流れ

新規受付については、自治体等の相談機関から所定の連絡票がFAX等で送付され、社会福祉士がその詳細を聴き取り、多摩パブ後見係（本所所員も参加）において、受任可否、担当者を検討し、要請元に回答する。そして、本人、関係者との面接に臨み、開始審判確定後、通帳等の財産関係書類の受領の他、当面の課題等についての確認、意見交換を本人、関係者で行う。その後、担当チームにおいて打合せを

行った上で、銀行手続、各種照会等の初動事務を行うとともに初回報告書を作成、家裁に提出する。そして、法的課題は弁護士が、身上監護にかかる課題は社会福祉士が、サービス利用料等の各種支払事務、行政上の申請手続、報告書案作成等々、多岐にわたる事務を事務職員が、それぞれが中心になって対応することになるが、法人後見は弁護士個人で受任しているものではないため、担当チーム全員で情報を共有し、検討の上実行している。また、後見事務は充実した身上監護の実現のために財産管理を行うことが求められ、両者は密接不可分な関係にあり、特に、収支がぎりぎりのような緊張感のある財産管理を要求されるケースでは、担当チームにおいて都度、頻繁な協議が必要となることもある。さらに、ケースごとに定期的にチーム会議を開き、進捗状況の確認、対応方針の見直しなどを行い、当事者本人に対してより充実した後見事務が提供されるよう意を払っている。

4 実践例

以上が、後見支所における事件処理の大まかな流れであるが、以下、後見支所が扱う代表的なケースに即して、支所所員が実際にどのように活動しているかを紹介する（なお、個人情報保護の観点から、相当デフォルメしたものであることをお断りしておく）。

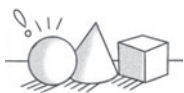
精神疾患を抱える、在宅独居の障害者で、多額の負債がありその債務整理が必要であることから、保佐開始の首長申立てがなされ、弁護士の保佐人が選任されていたが、医療、福祉サービスの提供状況については、本人の拒否などもあって、支援者も手を焼いており、また、本人の保佐人への要求が頻繁であり、前任の保佐人はそれに可能な限り対応していたが、限界に達し、辞任許可の申立てをするに至った。後見支所で扱う後見事件は、ほとんどが、自治体、

社協からの依頼によるものであるが、このケースは、家裁から直接、後任保佐人の受任の打診があった。当初の法的課題であった債務整理は完了していたが、頻回の本人からの連絡や、親の死亡による遺産分割という新たな法的課題が発生しており、また、身上面でも上記のような課題を抱えているため、組織的な対応が必要であるというのが、家裁が後見支所に打診した理由であった。選任後、前任者から通帳等の受領の他、本人の生活状況、支援体制等様々な情報の引継ぎを受けた。この引継ぎには、本件が相当困難なケースであることから、担当チームメンバー全員で臨んだ。この引継ぎを受けて、チームミーティングを行い、課題の整理と当面の方針、各事務対応の手順などを確認し、各自がそれぞれの役割の実行に着手した。その後、行政、福祉等の各サービス担当者が市役所会議室にて一堂に会し、それぞれの状況、課題、今後の方向性などが話し合われ、その数日後に、初回の本人との面接を実施した。その後も、概ね1か月に1回、本人との面接を行い、その間にあった複数の本人からの要望の確認、協議などを随時行い（なお、安定ケースでは、社会福祉士のみが本人訪問を行うが、本件では、弁護士も同行している）、現在のサービス提供体制が、多少なりとも改善されるよう、支援チームの一員として他の支援者らと連携し、対応している。

5 最後に

以上、後見支所は、法的、身上の両面で困難な課題を抱えている判断能力不十分な本人を、法人後見という形で、日々、支援している。少しでもそのような課題が解消されるよう、当事者本人にも、地域の弁護士、福祉関係者にも頼れる、そのような後見支所を目指していきたいと考えている。

役立つ！ 会務活動



vol.17

不法行為の理解を深める

会員 宮城 海斗 (74期)

1 活動の概要

不法行為法研究部では、毎月1回、不法行為に関するテーマで各部員の研究報告が行われている。

報告の内容は不法行為に関連するものであれば、制限はなく、様々な観点から研究・報告が行われる。不法行為は、予見可能性、注意義務違反、因果関係、過失相殺など、多くの論点を含む分野であることから、その研究テーマは多岐にわたる。また、不法行為そのものでなくとも、不法行為理論と関係していれば研究の対象としてよく、例えば、最近報告されたものでは、会社法339条2項に基づく損害賠償請求の範囲というものがある。

2 当部に参加する意義

不法行為は弁護士であれば必ず取り扱う機会があるといっても過言ではないが、成立要件について抽象度が高く、理論的には奥が深い分野である。それゆえ、きちんと勉強をしていないと、適切な対応を取ることが困難な分野といえる。毎月の研究報告を通じて、不法行為について勉強する機会、きっかけを作ることができるという意味で、当部での活動は実務においても有益である。

毎月の研究報告では、当月の担当者の報告がされた



当部における研究報告の様子

後に、参加者間でディスカッションが行われる。単なる質問にとどまらず、時には報告者の見解に対する反対意見なども提示され、より深い議論が展開される。実務家になってからこのような機会を定期的に得ることができるというのも、当部に加入することの利点である。

また、当部では、当会所属の弁護士のみではなく、東京経済大学の花本広志教授にご参加いただき、各回の報告で意見をいただいている。各発表について研究者の理論的評価・意見を受けることができるという点も当部ならではのものではないかと思う。

なお、当部は随時、新たな部員を募集している。当会会員で入部を希望される方は、当会業務課へお問い合わせいただきたい。



こちらから読んでね

変わり映え



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

53期(1999/平成11年)

社会に巣立つ準備期間として

会員 平野 賢 (53期)



53期の司法修習は、修習期間が1年半に短縮されて最初の修習であり、1999年4月、800名ほどの同期、そして67名のクラスメイトとともに和光のピカピカの施設で始まった。

素っ気ない白表紙にはとまどったが、教官の方々の丁寧な指導で、次第に色が付いてくるように理解できるようになるのが楽しかった。当時はロースクール制度がなく、他学部出身者の中には、私のように、司法修習が始まって初めて本物の裁判官、検事、弁護士と接するような者もいたのである。

いずみ寮にも入り、3か月間、まるで大学の合宿のような日々を過ごした。何かあれば内線で友人の部屋に連絡し合い、ちょっとした勉強会をしたり、あるいは部屋に集まっては飲みながら将来の夢を語り合っていた。授業が終われば真っ先に体育館の鍵を借り、マシンで筋トレをした後はバドミントンで遊び、夜になると持ち込んでいた車で254号沿いのラーメン屋巡りをしていたのもよい思い出である。

7月からは実務修習が始まった。修習地は仙台。未訪の地だったが、徒歩10分圏内に市中心部の商店街がありながら、そばには緑豊かな広瀬川が流れるという素晴らしい環境にすっかりはまった。同じ仙台修習の仲間たちと、夏は川遊びをし、仙台七夕を楽しみ、秋は初めての芋煮会を経験し、秋保や作並といった温泉を堪能し、冬は近場の泉ヶ岳や時には蔵王や安比などまで足を延ばし、スキー三昧の生活を送り、春は西公園で東京より少し遅い花見で盛り上がった。1年があっという間で、帰京する前日まで同期を連れて川で泳ぎ、皆からは呆れられていた。

実務修習でお世話になった諸先輩方のことも忘れられない。弁護修習では、少年事件や刑事事件など様々な事件を経験させていただいたが、常にフラットで穏やかに依頼者に接する姿勢や、ときには弁護士として必要なりリスク管理についてもそれとなく教えていただいた。刑事裁判修習では、ベテラン部総括の官舎に招待していただき、食事をしながら、日ごろ謹厳な裁判官の様子とは打って変わって、判決を下す際の悩みやご苦労などを率直に伺うことができた。書記官や速記官にも大変親しくしていただいたのも、修習生ならではの特権だろう。

司法修習前までの人生の数年は、それなりに大変だった受験勉強に費やし、その間社会とは半ば切り離されていた。誤解を恐れずにいえば、私にとって、当時の司法修習は、まさにモラトリアムの時期であり、法曹として巣立つための準備期間だったと思う。司法修習は、実務家になるための様々な勉強をしたが、何より大きかったのが、教官やクラスメイトその他数えきれないほどたくさんの人々との出会いだった。人との出会いの中で感じたことや味わった経験が、受験時代の止まった時を動かし、実務家としての心構えやあり方を自然と養ってくれたように思う。そして、当時は、それだけの余裕や寛容さが、修習生を取り巻く環境には、まだあった。今振り返ってみると、未熟な修習生を多くの方々が温かく見守ってくれていたことに、ただただ感謝しかない。そして、願わくば、制度が大きく変わったとはいえ、現在の司法修習においてもそのような一面を残してほしいと思うのである。

75 期リレーエッセイ

バトンをつなぎたい！

会員 石北 靖洋



弁護士界は、知れば知るほど興味深い世界です。1年目をどうにか生き延び、書き残したいことが山ほどありますが、今、一番お伝えしたいのは、1年間を支えて下さった方々への感謝の気持ちです。

私は、元々、システム・エンジニアでしたが、思うところがあり、弁護士に転職しました。昨今、転職といえば、別の企業に移籍することをいう場合が多いかもしれませんが、システム・エンジニアから弁護士への転職は、D&Dやドラゴンクエスト的な意味での転職です。もちろん、レベル1からやり直し。全力で臨まなければ、一撃で倒れてしまうでしょう。しかも、弁護士は、他人の権利を擁護する現実の職業ですから、自分がやられるだけでは済みません。依頼者を巻き込むことになりかねない——責任の重さに眠れない日々が続きました。

こと、私の場合、そのような状況になったのは全く自業自得といえます。というのも、私は、その思うところによって、既存の法律事務所へ加わるのではなく独自の法律事務所を構えたのでした。偉大なボスを持たぬは、かくも辛いものかと思いついたわけです。

それ見たことかと冷笑されるのも覚悟のうえでした。しかし、違ったのです。

ロースクールの同期生や司法修習の同期生は、私の事務所まで来て励ましてくれました。司法修習のときの指導担当弁護士や、所属会派をはじめとする諸先輩方は、貴重なアドバイスやヒントを下さったり、人的関係を繋いで下さったりしました。

これはもう本当に有難いことでした。感謝だけでなく、申し訳ないやら情けないやらの気持ちで、また

眠れなくなったことはいうまでもありません。

全く寝不足なので、少しばかり夢を述べるのをお許しいただきたく思います。

前述のとおり、私は情報社会を推進する立場にありましたから、その行く末に多少の責任を感じずにはいられません。情報社会は、確かに便利です。便利ではありますが、その弊害も直視されなければなりません。スマートフォンやマイナンバーカードを持っていないとも、人間が個人として尊重される社会は、これからも維持されるべきです。そのために弁護士としてどうあるべきか、いつも思案しています。私の「思うところ」とは、情報社会の弊害に対峙し、明るく楽しい社会を実現したいという思いなのです。

諸先輩方も同期も、このことを知っているからこそ、多忙な中にあって、無謀な新人に手を差し伸べてくれたのだと感じています。その背景に基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命の共有があることは、疑いようがありません。

彼らを手本とし、自己でなく他を利する行いを心掛けること。これを自覚できたのは、1年目の大きな収穫でした。

それにしても、私の指導担当弁護士は最高に格好良かった。なにしろ「俺に礼を言うな。未来の新人に同じようにしてやれ」というのですから。当会の諸先輩方も、私の甚だ勝手な思い込みですが、きっと、同じお気持ちなのでしょう。

そのときが来るまで、日々研鑽を積んでいきたいと誓うところです。

『ある閉ざされた雪の山荘で』

東野圭吾 著 講談社文庫 693 円 (税込)

気分転換にミステリー

会員 大瀧 佳孝 (70 期)



● 執筆の端緒

2024 年、年が明けて間もなく、同期の弁護士から、「バーターというわけでもないんですが、LIBRA の執筆をお願いします。本か映画の紹介を」と頼まれた。別件をお願いしたことを若干後悔しないわけでもなかったが、執筆することに。

ここでは、直近で読んだ中で印象に残っているミステリー小説をお薦めしたい。

ただ、種と仕掛けがミソなので、どこまで書いていいものか悩ましいところだが、本作品を手取るきっかけとなれば幸いである。

● 本作品について

著者はあの有名な東野圭吾氏。

年明けに映画化され話題となった作品だが、作品自体は意外と古く、手元の本書によると、第 1 刷発行は 1996 年となっている。

● 物語の概要

時期は早春、芝居のオーディションに合格した男女 7 人が、監督から、舞台稽古と称して、とある山荘での 4 日間の合宿を指示される。

山荘内の本棚には、アガサ・クリスティ「そして誰もいなくなった」等のミステリー小説が人数分用意されていた。

この時点で不穏ではあるが、各々が舞台稽古の意味を考えながら過ごす中、実際に仲間が一人また一人となくなっていく。

果たしてこれは本当に芝居なのか、実際に殺人事件が起きているのか。

そういった状況下で、いるかいないかも分からない犯人を捜す、というもの。

合宿の時期は早春ではあるものの、大雪というわけではない。そのため、よくある、「雪崩で外部との連絡がとれない!？」ということも当然ない。

また、山荘の目と鼻の先にはバス停があり、電話も繋がっているため、助けを呼ぼうと思えば呼べる環境ではある。

しかしながら、外部と接触した時点でオーディションの合格を取り消すという縛りから、擬似的な閉鎖空間を作り出している点が本作品の特徴だと思う。

なお、主人公は個性的で、万人受けはしない模様。

● 「お薦め」ポイント

なんといっても、殺人事件が起きているのか起きていないのかはっきりしない中で、監督の指示に従い舞台稽古に徹しようとするも、実際に事件が起きていれば稽古どころではない、次の被害者は自分かもしれない、という葛藤が、設定として新鮮だった。

また、本のボリューム（コンパクトさ）も魅力。

賛否あると思うが、ミステリーは、文章量が多い＝設定に手が込んでいる＝面白い、という先入観から、どちらかという厚めの本を手取ることが多かった。映画化もあって本作品を読もうと、実物を手取ったときは、やはり本の薄さが気になった。

だが、これはこれでよかった。

むしろ、これくらいの厚さでも、読んでいて先が気になって仕方なかった。

結末についても、映画化されるだけあって、きれいに締めくくられていたと思う。

ミステリー作品に触れる度、自分なりに事件の真相を考えるようにはしているが、本作でもやはり見抜けなかった。ただ、作品を読みながら、時には立ち止まって、時にはちょっと戻って、色々考えることができるのは、映画とは違った本の良さだと思う。「これ事件化すると刑事手続はどうなるんだろう」と思いを馳せるのも、会員の皆様なら少なからずご理解いただけるはず。

● 最後に

本作品の映画の公式ウェブサイト、キャッチコピーがあったので紹介する。

「全員役者、全員容疑者。」「果たしてこれは演技か、事件か。」

長々書いたが、これに尽きる。

本作品を手取ると分かるが、本当に薄い。

でも面白い。サクッと読める。気分転換にぜひ。



2年間限定で弁護士しています！

会員 成田 昌平 (72期)

1 はじめに

私は、令和2年1月に判事補に任命され、初任の約3年間で神戸地方裁判所で執務した後、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき、令和5年4月から2年間の予定で、金融法務を中心に扱う事務所で弁護士として執務している。

このたびは、幸運にも本誌への寄稿の機会に恵まれたことから、これまでの弁護士職務経験（裁判所では「弁職」ということがあるため、以下の本文でもこれを用いる）を振り返るとともに、今後の抱負等について述べたい。

2 弁護士職務経験に至る経緯等

周知のとおり、判事補については、その経験の多様化のため、弁職のほか海外留学や民間企業長期研修等の外部経験の機会が与えられる。私の場合、今後の裁判官（レフェリー）としてのキャリアを考えたとき、弁護士（プレイヤー）の仕事・役割をよく理解しておくことが肝要と考え、かねて弁職を希望していた。

ここで、弁職を純粋に「裁判官としての事件処理能力向上のための機会」と位置付けるのであれば、紛争案件等を多く取り扱う事務所の方が有意義であり、当初自分も同様の認識であった。他方で、外部経験の究極目的が「多様で豊かな知識、経験に裏打ちされた広い視野の涵養」にあることに鑑みると、紛争案件等に偏ることなく、むしろ裁判所においては経験できないことを広く経験することが最重要と認識するに至った。

以上の次第で、裁判所ではなかなか経験できない金融法分野の経験を得るべく、現在の事務所に受け入れていただき、現に様々な経験を積んでいる。

3 前半の1年間を振り返って(所感)

これまで、金融法務を含む企業法務一般を中心に、大きな訴訟事件を含む各種紛争案件や人事・労務案件等を担当するほか、国選等の刑事弁護活動や委員会



事務所行事で挨拶する筆者

活動（弁護士任官推進委員会）等の会務活動、事務所内の庶務等にも精力的に取り組んでいる。

本務で日々痛感させられるのは、「法廷で顕出される事実のごくわずか」ということである。だからこそ、裁判官としては、事実関係をよく知る当事者の言い分にしっかりと

耳を傾け、虚心坦懐に事件と向き合う姿勢が不可欠と感じる。

また、しばしば弁職経験者が感じるものの一つに「裁判所にいた頃との時間感覚の違い」があるが、自分もその一人である。裁判所では判決等起案のために一定程度まとまった時間があるが、弁護士は依頼者等からタイムリーな対応を求められることも少なくない。裁判官としては、正しい判断のために十分な時間が確保される必要もあるが、社会の求めるスピード感と乖離がないか改めて考える必要があるかもしれない。

4 今後の抱負等

外部経験においては、判事補自身の経験多様化のほか、外部の目線で裁判所を客観視した上でその組織課題を発見し解決を目指すことや、外部経験により得た知見・経験を裁判所に還元することも期待されている。

これまでは、日々の執務に忙殺されて、そこまで考える暇がなかったのであるが、弁職最後の年度となる本年度は、これからの裁判所の在り方についてもよく考えたいと思う。とりわけ、裁判所の目下の課題は、言うまでもなく「裁判手続のデジタル化」であり、今後大きな転換期を迎えるに当たり、微力ながら自分もその一翼を担うことのできるよう、引き続き研さんに努めたい。

多国間共同開発兵器の第三国輸出に反対し撤回を求める会長声明

政府は、本年3月26日に、昨年末に合意した日英伊の共同開発による次期主力戦闘機を、開発当事国等以外の他国にも輸出しようものとするために防衛装備移転三原則の運用指針を改定する旨閣議決定した。

そもそも我が国は、1967年（昭和42年）に佐藤内閣が、武器輸出禁止国として①共產主義諸国、②国連決議により武器の輸出が禁止されている国、③国際紛争当事国またはその恐れがある国を指定し、その他の国も原則として禁止する旨答弁した。その後1976年（昭和51年）には、三木内閣において、国会における十分な審議を経て、さらに厳しく限定する政府統一見解が閣議決定された（武器輸出三原則）。

しかし、この原則は、2014年（平成26年）に安倍内閣によって、防衛装備移転三原則として、名称だけでなくその内容も劇的に緩和されてしまった。これは武器輸出を原則禁止から原則容認へと転換するものであり、武器を輸出しない平和国家として国際的な役割を果たしてきた我が国の歩みを変質させるものであり、当会は、同年4月15日付けで「[防衛装備移転三原則]に反対する会長声明」を発出した。

その後、2022年（令和4年）には、紛争当事国であるウクライナへの防衛的装備の支援に際して防衛装備移転三原則の運用指針を変更し、さらに2023年（令和5年）12月22日、イギリス・イタリアと次期主力戦闘機を共同開発する旨の合意が成立したことを前提として、防衛装備移転三原則とその運用指針を改定して、共同開発国やライセンス元に防衛装備品を輸出することを認める旨の閣議決定をした。

そして今般の閣議決定は、防衛装備移転三原則の運用指針をさらに改定して、「紛争当事国を除外する」という従前の限定

は残しつつ、共同開発戦闘機の輸出を共同開発国やライセンス元以外の第三国（現時点において15か国）に対しても認めるとして緩和したものである。この点については、国連憲章に沿った目的以外の使用を禁じる「防衛装備品・技術移転協定」締結国という限定を加えるとしているが、これでは、対象国が将来紛争当事国になる危険性があるだけでなく、今後さらに対象国が拡大される恐れもあるため、歯止めのない緩和につながりかねない。

いうまでもなく、戦闘機は殺傷兵器そのものであり、今般の閣議決定は、多くの国に殺傷兵器を輸出することで、我が国が戦争に加担することとなる恐れをますます強くするものであり、平和国家日本を変質させてしまった2014年（平成26年）の防衛装備移転三原則の策定の延長線上において、これまでの我が国の政策を質的にさらに大きく転換するものというべきであるから、憲法の恒久平和主義の理念に明らかに反するものである。たとえ国会審議を経たとしても明らかに憲法違反である決定を一内閣の閣議決定によって行ったことは、断じて許されるものではない。

当会は、明白な殺傷兵器である戦闘機を広く輸出することを認めた今般の閣議決定は、明らかに憲法の理念に適合しないものであり、これまでも増して憲法の徹底した恒久平和主義の原理に反するものであるから、これに強く反対し、撤回を求めるものである。

2024(令和6)年4月16日

東京弁護士会会長 上田 智司

証拠裁判主義を否定した上不明確な基準によって判断し、裁判官の独立や表現の自由を危うくした罷免判決に抗議する会長声明

SNSに不適切な投稿を繰り返したとして裁判官弾劾裁判所に訴追された仙台高等裁判所の岡口基一裁判官（以下、「岡口氏」という。）に対し、弾劾裁判所は本年4月3日、罷免判決を言い渡した（以下、「本件判決」という。）。表現行為を理由とした罷免判決は史上初めてのことであった。

当会は、2022（令和4）年1月12日付で「裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官の独立を尊重し、慎重な判断を求める意見書」を発出し（以下、「本件意見書」という。）、「[裁判官としての威信を著しく失うべき非行]に該当するかについても、審理対象の事案が過去に罷免判決が宣告された事例に比肩しうるかなどを、十分に審理を尽くすべき」であり、「弾劾裁判の罷免による萎縮効果が、自律的に判断形成することを職責

とする裁判官に種々の悪影響を及ぼすおそれについては、それが可視化されにくいものであるが故に、罷免訴追の審理にあたっては、最大限に考慮されなければならない」ことを指摘していた。

しかし本件判決は、以下に述べるように、罷免の結論に至る論理に本件意見書が指摘した点が反映していないばかりか、証拠に基づき事実を認定する証拠裁判主義を正面から否定する内容になっている。

すなわち本件判決は、「[裁判官としての威信を]著しく失うべき非行」の「著しく」の定義について、「国民の信託に対する背反」が認められるかどうかであると判示したが、規範としては曖昧であり、「国家権力に対する批判的見地からの表現」に

触れていることを踏まえたとしても、なお本件意見書が指摘した弾劾裁判の罷免による萎縮効果に対する最大限の考慮があったとは言い難い。

また本件判決は、裁判官の表現の自由を国民一般の表現の自由よりも狭く捉えているようであるが、その根拠が「国民の信託」、「憲法の番人」であることだけでは、不十分であり、基準としては甚だ不明確なため他の裁判官に対して重大な萎縮効果を及ぼすものである。

本件判決は、本件ではSNSによる投稿が訴追事由を構成する主たる要素となっていることを理由に過去の弾劾裁判例や訴追猶予事案を比較の対象とすること自体を否定するが、特定の行為が裁判官としての威信を著しく失うべき非行にあたるか否かの判断においては、当該行為そのものが過去の事案に現れていないとしても、過去の事案で問題とされた行為及びそれに対する判断との比較検討が必要不可欠である。過去に例を見ない事案であるからこそ、前例となる処分との公平性、均衡を踏まえた慎重な立論が強く求められるのであって、過去の弾劾裁判例を重視せず曖昧不明確な基準に基づいて裁判官の行為を裁いた本件判決の論理は、裁判官にとっての予測可能性を害し、裁判官の行為の萎縮を招くものというほかない。

加えて、『司法に対する国民の信頼』を害したかどうかの認

定は、その時々弾劾裁判所を構成する裁判員の良識に依存する」、「時の弾劾裁判所の裁量に属する項目であって、通常的要証事実のような立証責任は問題にならない」とした点については、裁判員による恣意的な判断を肯定したものであり到底容認できない。

裁判官弾劾法は、刑事訴訟に関する法令の規定を準用するなど、刑事訴訟と同様の厳格な手続を採用していることは明らかであり、それは、被訴追者に裁判官の職を失うだけでなく法曹資格を剥奪する罷免という強度の不利益を一方的に課すものであるからである。それにもかかわらず、本件判決が「立証責任は問題にならない」としたことは、同法第29条第2項が準用する刑事訴訟法第317条の証拠裁判主義の規定や、ひいては憲法第31条の適正手続の要請に正面から反するものである。

当会は、このように証拠裁判主義を否定して弾劾裁判制度の根幹を揺るがした上、適切な基準なく判断して裁判官の身分保障や表現の自由を危うくする論理によってなされた本件判決に対し抗議するものである。

2024(令和6)年4月24日

東京弁護士会会長 上田 智司

憲法記念日にあたっての会長談話

1947(昭和22)年5月3日に日本国憲法が施行され、今年で77周年を迎えます。敗戦後の「新日本」が誕生して77回目の誕生日を、皆様とともに祝いたいと思います。

日本国憲法が施行されたことにより、この国は、基本的人権を尊重し、国民を主権者とし、恒久の平和を念願する、近代立憲主義に基づく国として生まれ変わりました。戦後の現実の日本社会には様々な問題が生じし、現在も進行中の問題は多々ありますが、それでも、個人を尊重し個人の権利や自由が保護されなければならないという意識が社会に根づいてきていること、少なくとも建前としては国民主権が守られていること、戦後、(自衛官が海外派遣から帰還した後に自殺されたという痛ましい事件はありましたが)戦場における自衛官の戦死者が出ていないことは、日本国憲法が施行され効力を保っていることによる部分が大きいでしょう。

憲法は、言うまでもなく、個人が尊重され、その権利や自由が侵害されないように、国の権力行使を制限するところにその基本的な働きがあります。

しかし、近年、特に防衛問題の局面で、憲法上の制約を無視した政府の決定が目に見えようになっています。最も典型的な例は集団的自衛権の行使を容認した2014(平成26)年7月1日の閣議決定ですが、最近も、2024(令和6)年3月26日、

防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、英国、イタリアと国際共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出を解禁する内容の閣議決定が行われ、当会は、これに対し、殺傷兵器そのものである戦闘機を多くの国に輸出することで、我が国が戦争に加担することとなる恐れをますます強くするものであり、憲法の恒久平和主義の理念に明らかに反するとして、強く反対し撤回を求める会長声明を発出しました。

上記のような事態からも分かるように、憲法を守ることとは、単に憲法の文言を変えさせないということに尽きるものではありません。私たち自身が、日本国憲法の受け手や傍観者に留まるのではなく、日本国憲法を国の最高法規として扱うべしというルールを権力者に受け入れさせ続ける不断の努力をする必要があります。

私たち東京弁護士会は、これからも、憲法の価値を皆様と分かち合い、憲法の文言だけでなく憲法の実質的な価値について社会に発信し、この国のあり方が憲法の理念に沿い、それをいっそう実現するものとなるよう、邁進いたします。

2024(令和6)年5月3日

東京弁護士会会長 上田 智司